

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

序論 海岸保全基本計画策定にあたって 3.土佐湾沿岸の概要

青字 前回(平成25年10月31日)に変更した箇所
 赤字 今回変更した箇所
 ※旧の記載は平成25年10月31日に変更したものです。

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 土佐湾沿岸の概要

土佐湾沿岸は、高知県室戸岬から足摺岬に連なる四国南部の太平洋に面した沿岸である。中央部を流れる一級河川・仁淀川を境にして東西で様相が異なる。東部の室戸岬周辺は岩礁海岸が発達するが、中央部にかけて礫浜へと変化し、大規模で開放的な砂浜海岸が連続する沿岸となる。

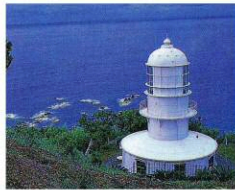
重要港湾の高知港は県の地域開発の中核をなし、背後経済圏の生産・消費活動を支える物流拠点となっている。また、桂浜、横浪半島など海岸を活かした観光資源が豊富な地域でもある。

沿岸西部の仁淀川から足摺岬にかけてはリアス式海岸が続く、海岸に迫る山々と雄大な太平洋が織りなす優れた景観美などゆたかな自然環境に恵まれている。また、入野海岸や大岐海岸など県内有数の砂浜海岸も点在し、憩いの場や様々なレクリエーションの場として活用されている。

一方、土佐湾沿岸東部から中央部にかけては、長浜海岸や戸原海岸をはじめ、河川からの土砂供給量の減少や高波浪等による海岸侵食が懸念されている海岸が多い。また、浦戸湾や須崎湾では南海地震(安政元年、昭和21年)等の津波により大きな被害を受けている。昭和の南海地震からすでに70年近くが経過し、今後、30年のうちに60~70%の確率で発生すると予想されるなど、その切迫度は徐々に高まっているうえ、発生頻度は極めて低いものの、仮に発生すれば甚大な被害となる南海トラフ巨大地震の発生も指摘されている。

高知県では、南海トラフ地震への備えを進めていくため、「高知県南海地震による災害に強い地域社会条例」を平成20年4月に施行し、その実効性を高めるため、被害の軽減や地震発生後の応急、復旧・復興のための事前準備など、実施すべき取り組みをまとめた行動計画を平成21年4月に作成し、ハードとソフト両面から様々な対策を進めている。

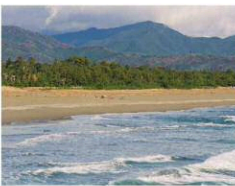
このように、土佐湾沿岸は、豊かな自然環境の保全と地域特性を活かした多様な利用形態に対する配慮が重要であると共に、人々の生活文化や都市・港湾機能との調和をめざし、ハード・ソフト両面からの総合的な防災対策の推進が必要とされる地域である。



室戸岬



横浪半島



入野海岸



足摺岬

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 土佐湾沿岸の概要

土佐湾沿岸は、高知県室戸岬から足摺岬に連なる四国南部の太平洋に面した沿岸である。中央部を流れる一級河川・仁淀川を境にして東西で様相が異なる。東部の室戸岬周辺は岩礁海岸が発達するが、中央部にかけて礫浜へと変化し、大規模で開放的な砂浜海岸が連続する沿岸となる。

重要港湾の高知港は県の地域開発の中核をなし、背後経済圏の生産・消費活動を支える物流拠点となっている。また、桂浜、横浪半島など海岸を活かした観光資源が豊富な地域でもある。

沿岸西部の仁淀川から足摺岬にかけてはリアス式海岸が続く、海岸に迫る山々と雄大な太平洋が織りなす優れた景観美などゆたかな自然環境に恵まれている。また、入野海岸や大岐海岸など県内有数の砂浜海岸も点在し、憩いの場や様々なレクリエーションの場として活用されている。

一方、土佐湾沿岸東部から中央部にかけては、長浜海岸や戸原海岸をはじめ、河川からの土砂供給量の減少や高波浪等による海岸侵食が懸念されている海岸が多い。また、浦戸湾や須崎湾では南海地震(安政元年、昭和21年)等の津波により大きな被害を受けている。

昭和南海地震からすでに70年近くが経過し、2014年1月には地震調査研究推進本部から南海トラフを震源とするマグニチュード8~9クラスの地震発生確率が「今後30年以内で70%程度」と公表されるなど、その切迫度は徐々に高まっている。

2012年には発生頻度は極めて低いものの、仮に発生すれば甚大な被害となる南海トラフ巨大地震の発生も指摘されている。

高知県では、南海トラフ地震への備えを進めていくため、「高知県南海地震による災害に強い地域社会条例」を平成20年4月に施行し、その実効性を高めるため、被害の軽減や地震発生後の応急、復旧・復興のための事前準備など、実施すべき取り組みをまとめた行動計画を平成21年4月に作成し、ハードとソフト両面から様々な対策を進めている。

このように、土佐湾沿岸は、豊かな自然環境の保全と地域特性を活かした多様な利用形態に対する配慮が重要であると共に、人々の生活文化や都市・港湾機能との調和をめざし、ハード・ソフト両面からの総合的な防災対策の推進が必要とされる地域である。



室戸岬



横浪半島



入野海岸



足摺岬

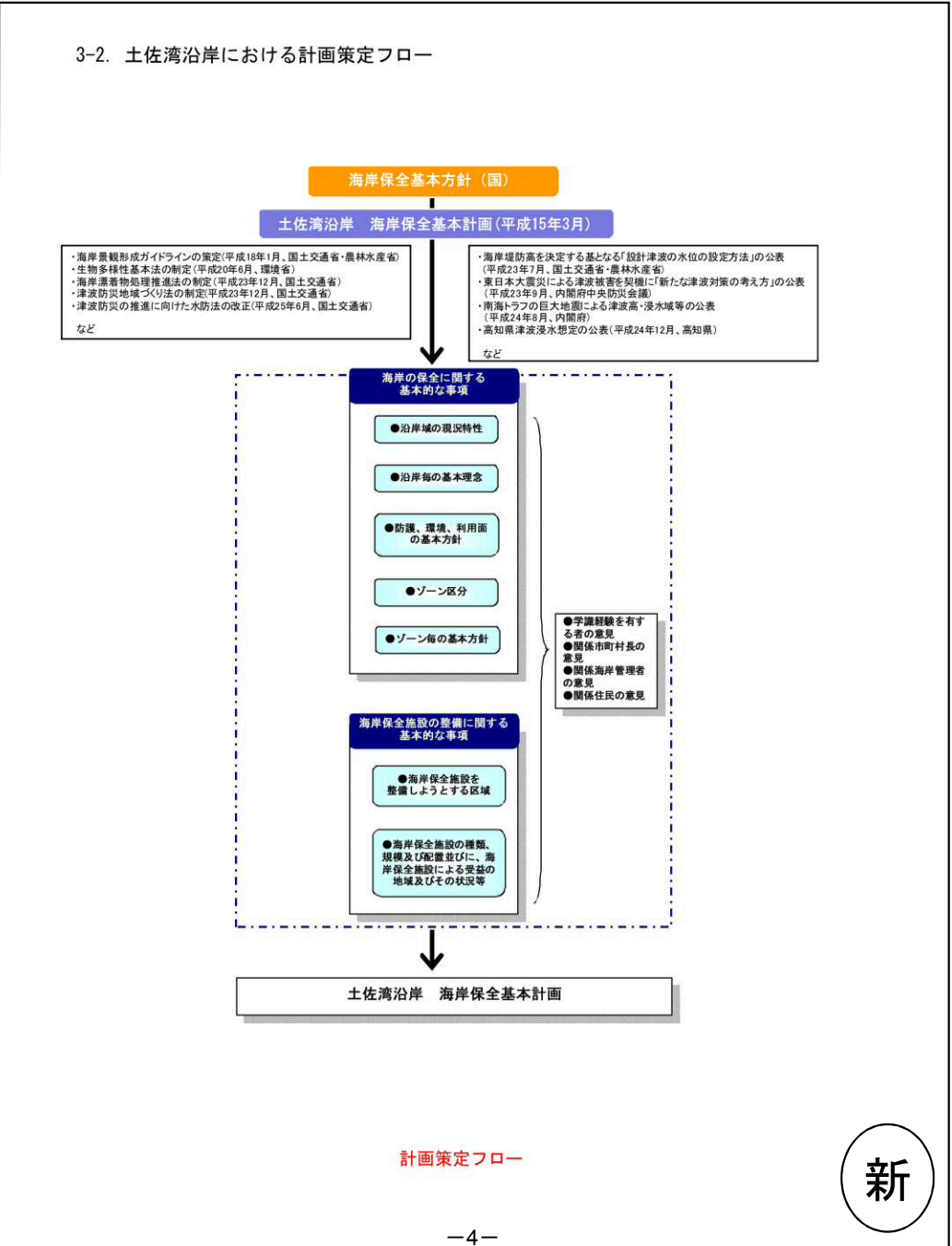
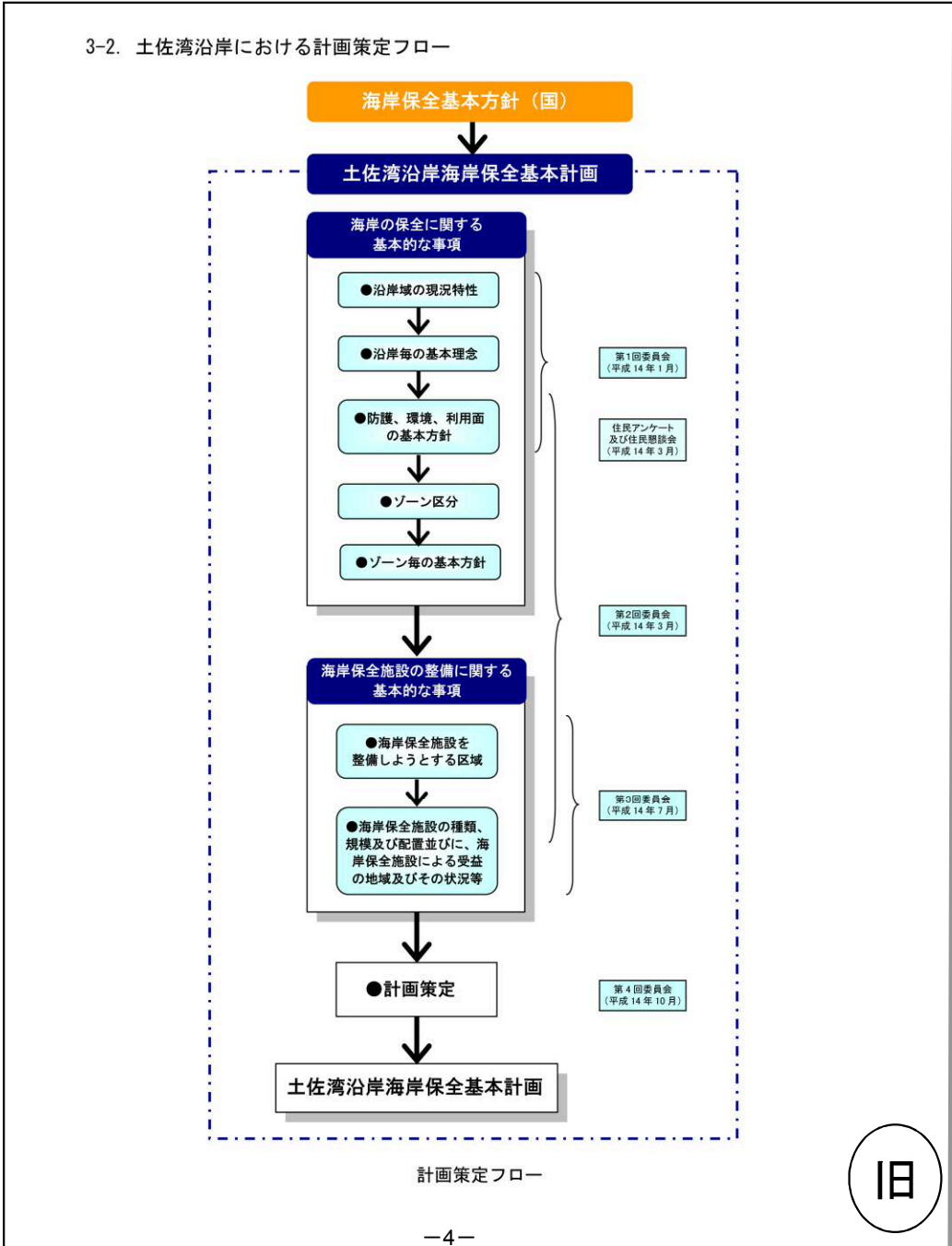
旧

新

土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

序論 海岸保全基本計画策定にあたって 3.土佐湾沿岸における海岸保全基本計画の策定手法 3-2.海部灘沿岸における計画策定フロー



土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

序論 海岸保全基本計画策定にあたって 3.土佐湾沿岸の海岸保全に関する基本理念

4. 土佐湾沿岸の海岸保全に関する基本理念

高知県では、「土佐の生活文化や都市・港湾機能との調和をめざす、安全で輝きに満ちた海岸づくり」を「土佐湾沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、これに基づき海岸保全を実施していく。

土佐の生活文化や都市・港湾機能との調和をめざす、安全で輝きに満ちた海岸づくり

【 総合的な高潮・津波防災対策の推進と安定した砂浜の確保 】

高潮による越波被害を防ぐと共に、室戸市～土佐市をはじめとする侵食の激しい海岸においては、総合的な土砂管理との連携により海浜の確保を図る。

近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする地震・津波による浸水被害が想定される地域では、津波から人命や財産を守るため、ソフトとハードの両面から防災機能を高める。

【 砂浜・沿岸植生・景観の適正かつ調和の取れた保全・維持 】

四万十川や仁淀川をはじめとする大小様々な河川の河口部周辺や、岩礁域に広がるサンゴ礁など、沿岸域の多様な生態系の保全・回復に努める。また、白砂青松として知られる入野の松原や景勝地桂浜などの優れた海岸景観を保全するため、砂浜・沿岸植生・景観の適正かつ総合的な保全・維持に配慮する。

【 誰もが安全・快適に利用できる地域特性を活かした海岸づくり 】

雄大に輝く太平洋と美しい海岸線を誰もが安全・快適に利用できるよう、自然景観を活かしつつ、適度な利便性の向上に努めると共に、適正利用に向けたマナーづくりや啓発活動を推進する。また、ホエールウォッチングなどの海洋性レジャーのほか、街並みと調和した歴史的海岸風景や海岸を利用する伝統行事など、地域特性を活かした海岸利用の促進を図る。

4. 土佐湾沿岸の海岸保全に関する基本理念

高知県では、「土佐の生活文化や都市・港湾機能との調和をめざす、安全で輝きに満ちた海岸づくり」を「土佐湾沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、これに基づき海岸保全を実施していく。

土佐の生活文化や都市・港湾機能との調和をめざす、安全で輝きに満ちた海岸づくり

【 総合的な高潮・津波防災対策の推進と安定した砂浜の確保 】

高潮による越波被害を防ぐと共に、室戸市～土佐市をはじめとする侵食の激しい海岸においては、総合的な土砂管理との連携により海浜の確保を図る。

近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする地震・津波による浸水被害が想定される地域では、津波から人命や財産を守るため、ソフトとハードの両面から防災機能を高める。

さらに、持続的に安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。

【 砂浜・沿岸植生・景観の適正かつ調和の取れた保全・維持 】

四万十川や仁淀川をはじめとする大小様々な河川の河口部周辺や、岩礁域に広がるサンゴ礁など、沿岸域の多様な生態系の保全・回復に努める。また、白砂青松として知られる入野の松原や景勝地桂浜などの優れた海岸景観を保全するため、砂浜・沿岸植生・景観の適正かつ総合的な保全・維持に配慮する。

【 誰もが安全・快適に利用できる地域特性を活かした海岸づくり 】

雄大に輝く太平洋と美しい海岸線を誰もが安全・快適に利用できるよう、自然景観を活かしつつ、適度な利便性の向上に努めると共に、適正利用に向けたマナーづくりや啓発活動を推進する。また、ホエールウォッチングなどの海洋性レジャーのほか、街並みと調和した歴史的海岸風景や海岸を利用する伝統行事など、地域特性を活かした海岸利用の促進を図る。

旧

新

土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1.海岸の現況及び保全に関する事項 1-1.海岸の現況 (1)自然環境特性の概要

3) 生物相

① 植生・植物相

- 県内で確認されている海浜性の植物（海岸林内含む）135 種中 69 種がレッドリストに掲載され、グンバイヒルガオやハマボウを含む45種が絶滅危惧とされている。
- 潮風の影響を受けやすい海岸付近には、西部でノジギク、東部ではシオギクなどが分布しており、砂浜にはハマナタマメ、入り江にはハマボウなどの植生がみられる。背後にはウバメガシ、ヤブツバキなどの海岸風衝低木林が形成され、特に温暖な西南部ではハマビワやモクタチバナも生育している。
- 自然保護上重要な植物群落（第3回自然環境保全基礎調査、1989、環境庁）としては、室戸岬亜熱帯性樹林及び海岸植物群落（室戸市）や入野の松原と海浜砂地植生（黒潮町）などが指定されている。



〔室戸岬亜熱帯性樹林（室戸市）〕



〔シオギク〕



〔ノジギク〕



〔入野の松原（黒潮町）〕



3) 生物相

① 植生・植物相

- 県内で確認されている海浜性の植物（海岸林内含む）135 種中 **56** 種がレッドリストに掲載され、グンバイヒルガオやハマボウを含む**41**種が絶滅危惧とされている。
- 潮風の影響を受けやすい海岸付近には、西部でノジギク、東部ではシオギクなどが分布しており、砂浜にはハマナタマメ、入り江にはハマボウなどの植生がみられる。背後にはウバメガシ、ヤブツバキなどの海岸風衝低木林が形成され、特に温暖な西南部ではハマビワやモクタチバナも生育している。
- 自然保護上重要な植物群落（第3回自然環境保全基礎調査、1989、環境庁）としては、室戸岬亜熱帯性樹林及び海岸植物群落（室戸市）や入野の松原と海浜砂地植生（**黒潮町**）などが指定されている。



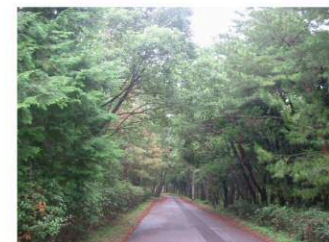
〔室戸岬亜熱帯性樹林（室戸市）〕



〔シオギク〕



〔ノジギク〕



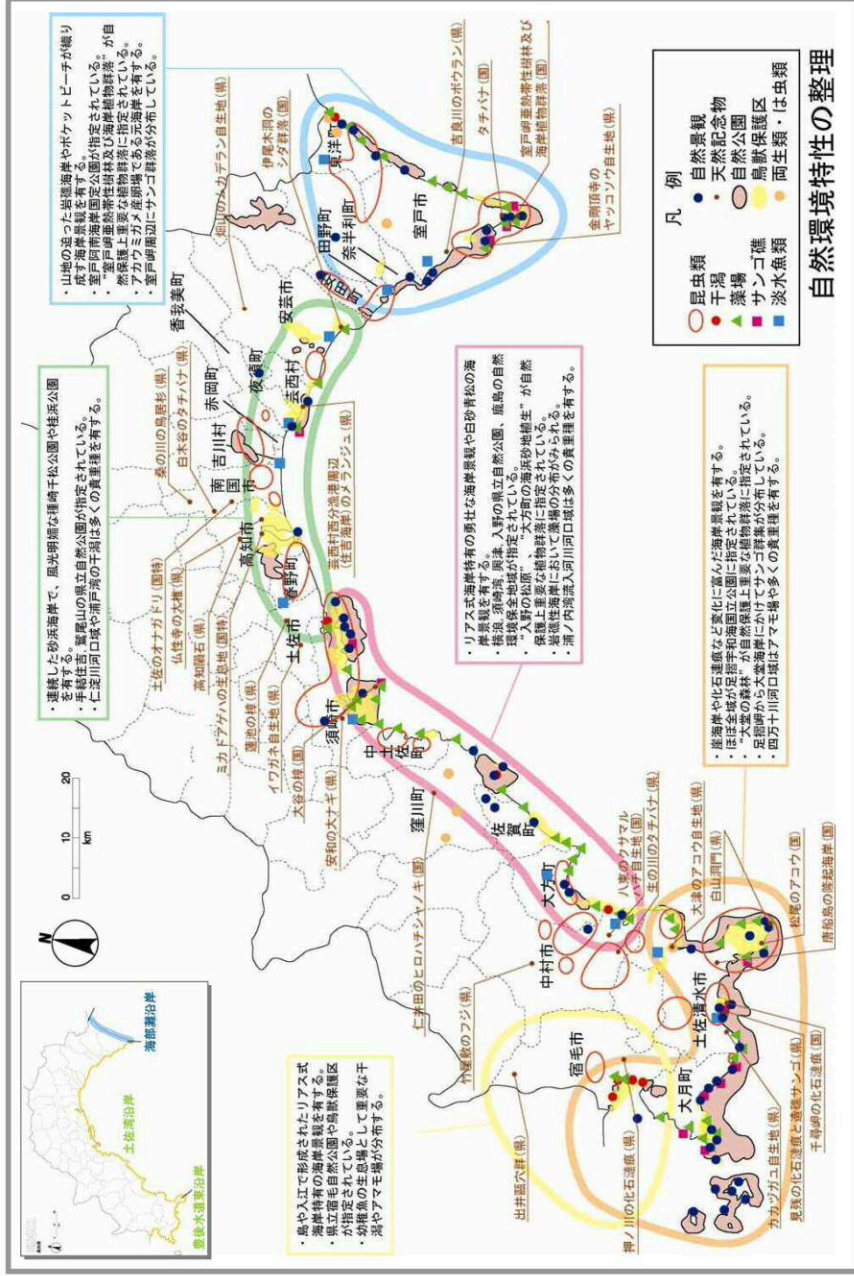
〔入野の松原（**黒潮町**）〕



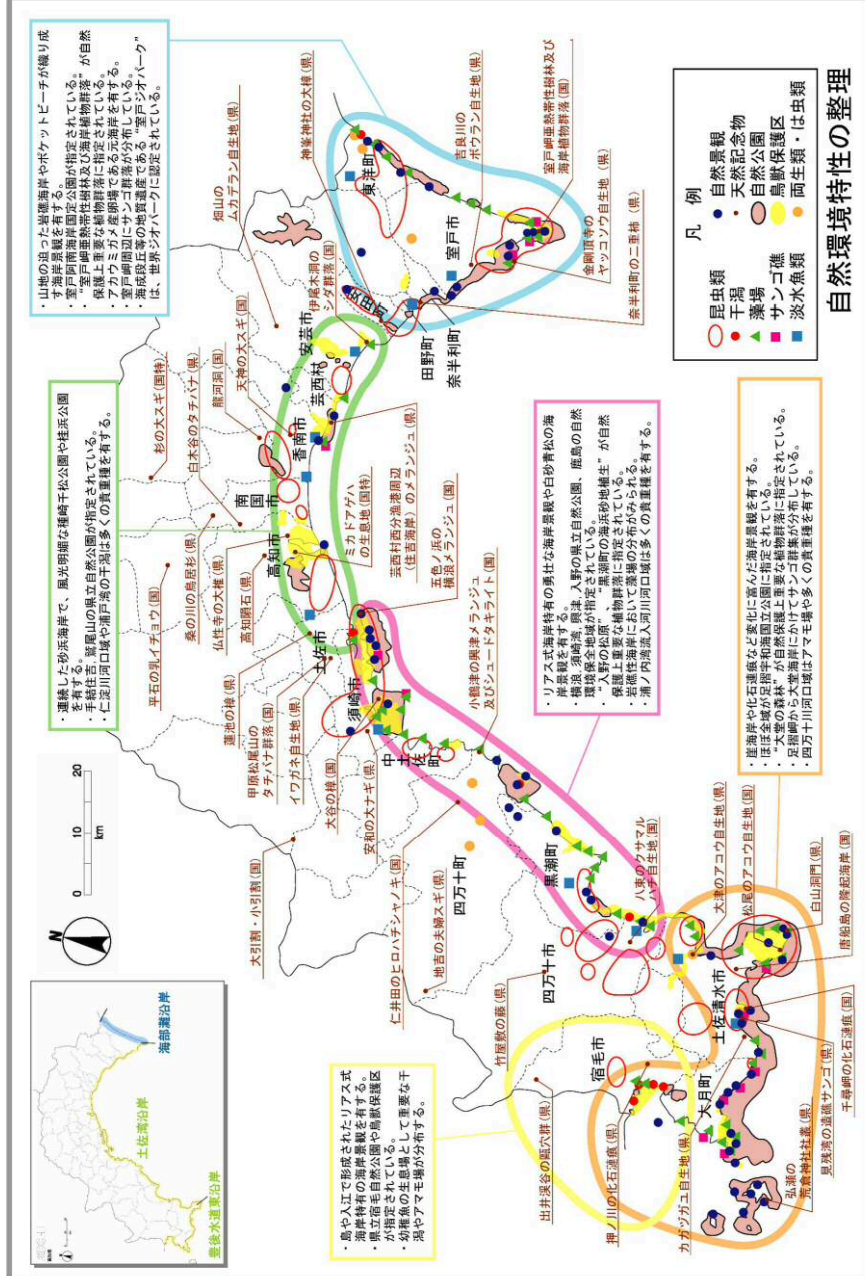
土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1.海岸の現況及び保全に関する事項 1-1.海岸の現況 (1)自然環境特性の概要



旧



新

※第2回自然環境保全基礎調査における調査対象種確認エリア

※第2回自然環境保全基礎調査における調査対象種確認エリア

土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1.海岸の現況及び保全に関する事項 1-2.海岸事業の経緯

1-2. 海岸事業の経緯

(1) 海岸管理区分

高知県沿岸の海岸線延長は約 713km であり、国土交通省(水管理・国土保全局専管区間約 343km、港湾局専管区間約 179km)と農林水産省(農村振興局専管区間約 34km、水産庁専管区間約 155km)の2つの海岸所管に分かれている。海岸保全区域の延長は約 285km であり、国土交通省専管区間は水管理・国土保全局約 89km、港湾局約 81km、農林水産省専管区間は農村振興局約 34km、水産庁約 79km となっている。

このうち、土佐湾沿岸の海岸線延長は約 440km であり、海岸保全区域の延長は約 220km である。

高 知 県 の 海 岸 線 延 長

区分 所管別	海岸数	海岸線延長 (m)	海岸保全区域延長 (m)
水管理・国土保全局	131	342,751	88,663
港湾局	19	178,873	80,796
農振局	44	33,730	33,730
水産庁	88	155,448	79,342
水・国農振共管	4	2,360	2,360
合計	286	713,162	284,891

(出典：H24年度版 海岸統計)

(2) これまでの海岸保全事業の概要

沿岸はほぼ全域が太平洋に直に面しており、台風や低気圧に伴う波浪や高潮に襲われる頻度が高く、度々、大きな被害を受けている。

1) 海岸堤の構築

沿岸整備は昭和 21 年の南海地震を契機とした地盤変動対策事業や昭和 27 年から始まった局部改良事業、さらには災害復旧事業によって、海岸の安全が図られてきた。

2) 海岸堤の嵩上げ

昭和 30 年代からは、伊勢湾台風(昭和 34 年)や第二室戸台風(昭和 36 年)などの台風災害を契機に、直立堤防の嵩上げや根継工、消波工等の線の防護の整備を行ってきた。



1-2. 海岸事業の経緯

(1) 海岸管理区分

高知県沿岸の海岸線延長は約 713km であり、国土交通省(水管理・国土保全局専管区間約 337km、港湾局専管区間約 175km)と農林水産省(農村振興局専管区間約 35km、水産庁専管区間約 157km)の2つの海岸所管に分かれている。海岸保全区域の延長は約 285km であり、国土交通省専管区間は水管理・国土保全局約 89km、港湾局約 79km、農林水産省専管区間は農村振興局約 35km、水産庁約 80km となっている。

このうち、土佐湾沿岸の海岸線延長は約 440km であり、海岸保全区域の延長は約 220km である。

高 知 県 の 海 岸 線 延 長

区分 所管別	海岸数	海岸線延長 (m)	海岸保全区域延長 (m)
水管理・国土保全局	134	337,337	88,689
港湾局	19	175,088	79,419
農振局	42	35,001	34,901
水産庁	88	157,292	80,013
水・国農振共管	4	2,360	2,360
河口部		6,084	
合計	287	713,162	285,382

(平成26年3月末 港湾・海岸課調べ)

(2) これまでの海岸保全事業の概要

沿岸はほぼ全域が太平洋に直に面しており、台風や低気圧に伴う波浪や高潮に襲われる頻度が高く、度々、大きな被害を受けている。

1) 海岸堤の構築

沿岸整備は昭和 21 年の南海地震を契機とした地盤変動対策事業や昭和 27 年から始まった局部改良事業、さらには災害復旧事業によって、海岸の安全が図られてきた。

2) 海岸堤の嵩上げ

昭和 30 年代からは、伊勢湾台風(昭和 34 年)や第二室戸台風(昭和 36 年)などの台風災害を契機に、直立堤防の嵩上げや根継工、消波工等の線の防護の整備を行ってきた。



土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 2. 海岸の防護に関する事項

2. 海岸の防護に関する事項

高知県は、東部の隆起海岸や西部に広がるリアス式海岸など、海岸線付近まで急峻な山地が迫る地形が多く、沿岸部に人口や資産、都市機能が集中している。このため、越波、高潮、侵食による被害を防止する目的で、地域特性を踏まえた適切な海岸保全施設の整備を進めるとともに、水防警戒海岸の指定等、ソフト対策を進める必要がある。これらの施設整備に際しては、海岸部の多様な生態系や観光資源としての機能を重視し、背後地の防護機能のみならず周辺の環境、利用面に十分配慮しなければならない。また、侵食対策については、流域からの土砂供給確保など適切な土砂管理との連携により、砂浜の維持、回復を図る事が重要である。

南海トラフを震源とする地震・津波に対する液状化や津波対策としては、海岸保全施設の防護機能の向上と耐久性の向上など必要なハード対策を進めながら、より高い安全度を確保するよう努めると共に、緊急時の避難・連絡体制の整備や情報収集・発信システムの確立などソフト面対策の充実も図る必要がある。

《土佐湾沿岸の基本方針》

● 総合的な高潮・津波防災対策の推進と安定した砂浜の確保

高潮による越波被害を防ぐと共に、室戸市～土佐市をはじめとする侵食の激しい海岸においては、総合的な土砂管理との連携により海浜の確保を図る。また、近い将来発生が予想される南海トラフ地震の津波による浸水被害が想定される地域では、津波から人命や財産を守るため、ソフトとハードの両面から防災機能を高める。

2-1. 海岸の防護に関する方向性

■ 「安全のための海岸整備」

- 高知県は台風常襲地域であるため、高潮や越波による被害が多く、海岸保全施設による防護機能の向上が重要である。
- 背後地の生活の安全性を確保するためには、施設の改良や水門・陸こう等の管理体制整備などハード・ソフト両面からの対策が必要である。
- 従来の堤防や護岸を主体とする線的防護だけでなく、安全度を高め、海岸利用や景観を悪化させないような緩傾斜堤や人工リーフ等による面的防護も必要になってきている。また、背後地の防護については防潮林の効果も大きく、適切な維持、保全や必要に応じた回復に努める必要がある。
- 既存施設の耐震点検や海岸堤防整備など、ソフト・ハード両面からの津波防災対策の推進が必要である。

■ 「安定した海浜の確保」

- 突堤や離岸堤等により現状の汀線を保全する事を基本とし、必要な場合は養浜等により汀線の回復を図り、長浜海岸や入野海岸などの安定した砂浜を確保する。

2. 海岸の防護に関する事項

高知県は、東部の隆起海岸や西部に広がるリアス式海岸など、海岸線付近まで急峻な山地が迫る地形が多く、沿岸部に人口や資産、都市機能が集中している。このため、越波、高潮、侵食による被害を防止する目的で、地域特性を踏まえた適切な海岸保全施設の整備を進めるとともに、水防警戒海岸の指定等、ソフト対策を進める必要がある。これらの施設整備に際しては、海岸部の多様な生態系や観光資源としての機能を重視し、背後地の防護機能のみならず周辺の環境、利用面に十分配慮しなければならない。また、侵食対策については、流域からの土砂供給確保など適切な土砂管理との連携により、砂浜の維持、回復を図る事が重要である。

南海トラフを震源とする地震・津波に対する液状化や津波対策としては、海岸保全施設の防護機能の向上と耐久性の向上など必要なハード対策を進めながら、より高い安全度を確保するよう努めると共に、緊急時の避難・連絡体制の整備や情報収集・発信システムの確立などソフト面対策の充実も図る必要がある。

《土佐湾沿岸の基本方針》

● 総合的な高潮・津波防災対策の推進と安定した砂浜の確保

高潮による越波被害を防ぐと共に、室戸市～土佐市をはじめとする侵食の激しい海岸においては、総合的な土砂管理との連携により海浜の確保を図る。

近い将来発生が予想される南海トラフ地震の津波による浸水被害が想定される地域では、津波から人命や財産を守るため、ソフトとハードの両面から防災機能を高める。

さらに、持続的に安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。

2-1. 海岸の防護に関する方向性

■ 「安全のための海岸整備」

- 高知県は台風常襲地域であるため、高潮や越波による被害が多く、海岸保全施設による防護機能の向上が重要である。
- 背後地の生活の安全性を確保するためには、施設の改良や水門・陸こう等の管理体制整備などハード・ソフト両面からの対策が必要である。
- 従来の堤防や護岸を主体とする線的防護だけでなく、安全度を高め、海岸利用や景観を悪化させないような緩傾斜堤や人工リーフ等による面的防護も必要になってきている。また、背後地の防護については防潮林の効果も大きく、適切な維持、保全や必要に応じた回復に努める必要がある。
- 既存施設の耐震点検や海岸堤防整備など、ソフト・ハード両面からの津波防災対策の推進が必要である。

・海面上昇や台風の巨大化などの気候変化に伴う外力の変化に対しては、最新の知見を踏まえた指針等の改訂に注視し、必要に応じて検討を行う。

■ 「安定した海浜の確保」

- 突堤や離岸堤等により現状の汀線を保全する事を基本とし、必要な場合は養浜等により汀線の回復を図り、長浜海岸や入野海岸などの安定した砂浜を確保する。

旧

新

土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 2.海岸の防護に関する事項 2-1.海岸の防護に関する方向性

- ・施設設置に際しては、沿岸漂砂の連続性などを勘案し、侵食が進んでいる地域だけでなく砂の移動する範囲全域の漂砂特性を考慮するなど広域的な視点に立った工法等の選定を行う。
- ・海岸保全施設の設置や養浜施工後は、その機能や効果を最大限に持続させるため、適切な維持・管理に努める。
- ・施設整備（ハード対策）と併せ、関連部署や流域住民など、源流域から河口、海岸までを視野に入れた総合的な土砂管理対策との連携を図る（ソフト対策）ことで、海岸部における土砂収支バランスを保ち侵食を防止する。

【総合的な土砂管理対策との連携】

高知県の海岸は侵食が著しく、また汀線の後退により打上げ高が増大するなど、侵食対策及び高潮対策が求められている。

河川上流部の山地などで生産された土砂は、河川を經由して下流へと運ばれ、河口部の砂州や干潟、白砂青松の美しい砂浜海岸を形作っている。しかし、近年、海岸に供給される土砂の減少や海岸部での土砂収支の不均衡などの様々な要因により、海岸侵食が進行してきている。このため、海岸侵食に対しては、対象地域における侵食要因を正確に把握すると共に、水源となる森から河川、海域に至る一連の流域を視野に入れ、防護と利用、環境とのバランスの取れた総合的な土砂管理対策と連携することにより、海岸部への適切な土砂供給を図る必要がある。高知県ではその一環として、安全性を充分考慮の上、生態系の連続性や土砂供給に配慮した構造としてスリット構造をもつ堰堤の採用や既存施設の改良、サンドバイパスの整備を進めている。

■「防災体制の整備」

- ・高潮・津波等の安全確保、孤立回避のため、緊急時の避難経路や避難場所の確保、災害発生時の迅速・適切な情報収集や発信、地域住民が一体となった防災体制の整備などが必要である。対象は地域住民だけでなく、観光客、海水浴客、サーファーなどの海岸利用者についても考慮する必要がある。

平成 22 年 3 月には、十市前浜海岸、長浜海岸、戸原海岸、仁ノ海岸、新居海岸が水防法に基づく水防警報海岸に指定され、水防活動の迅速化や活動中の安全確保を図ってきたが、今後も他の海岸について水防警報海岸への指定の必要性も含めて検討を進めていく必要がある。

- ・過去、高知県に大きな被害をもたらした南海トラフを震源とする地震・津波は周期的に発生しており、今後、発生が懸念される地震・津波に対応する防災体制の整備は緊急の課題である。



〔津波避難標識 (中土佐町)〕



〔津波避難タワー (四万十町)〕

旧

- ・施設設置に際しては、沿岸漂砂の連続性などを勘案し、侵食が進んでいる地域だけでなく砂の移動する範囲全域の漂砂特性を考慮するなど広域的な視点に立った工法等の選定を行う。
- ・海岸保全施設の設置や養浜施工後は、その機能や効果を最大限に持続させるため、適切な維持・管理に努める。
- ・施設整備（ハード対策）と併せ、関連部署や流域住民など、源流域から河口、海岸までを視野に入れた総合的な土砂管理対策との連携を図る（ソフト対策）ことで、海岸部における土砂収支バランスを保ち侵食を防止する。

【総合的な土砂管理対策との連携】

高知県の海岸は侵食が著しく、また汀線の後退により打上げ高が増大するなど、侵食対策及び高潮対策が求められている。

河川上流部の山地などで生産された土砂は、河川を經由して下流へと運ばれ、河口部の砂州や干潟、白砂青松の美しい砂浜海岸を形作っている。しかし、近年、海岸に供給される土砂の減少や海岸部での土砂収支の不均衡などの様々な要因により、海岸侵食が進行してきている。このため、海岸侵食に対しては、対象地域における侵食要因を正確に把握すると共に、水源となる森から河川、海域に至る一連の流域を視野に入れ、防護と利用、環境とのバランスの取れた総合的な土砂管理対策と連携することにより、海岸部への適切な土砂供給を図る必要がある。高知県ではその一環として、安全性を充分考慮の上、生態系の連続性や土砂供給に配慮した構造としてスリット構造をもつ堰堤の採用や既存施設の改良、サンドバイパスの整備を進めている。

■「防災体制の整備」

- ・高潮・津波等の安全確保、孤立回避のため、緊急時の避難経路や避難場所の確保、災害発生時の迅速・適切な情報収集や発信、地域住民が一体となった防災体制の整備などが必要である。対象は地域住民だけでなく、観光客、海水浴客、サーファーなどの海岸利用者についても考慮する必要がある。

平成 22 年 3 月には、十市前浜海岸、長浜海岸、戸原海岸、仁ノ海岸、新居海岸が水防法に基づく水防警報海岸に指定され、水防活動の迅速化や活動中の安全確保を図ってきたが、今後も他の海岸について水防警報海岸への指定の必要性も含めて検討を進めていく。

- ・過去、高知県に大きな被害をもたらした南海トラフを震源とする地震・津波は周期的に発生しており、今後、発生が懸念される地震・津波に対応する防災体制の整備は緊急の課題である。



〔津波避難標識 (中土佐町)〕



〔津波避難タワー (四万十町)〕

新

土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 2.海岸の防護に関する事項 2-1.海岸の防護に関する方向性

■「海岸管理における減災対策の明確化」

- ・海岸保全施設の減災機能（浸水深の低減、避難時間の確保等）を明確化し、整備を推進するとともに、粘り強い堤防や堤防と一体的に設置される植樹林等の新技術を積極的に導入するように努める。
- ・海岸管理と避難・土地利用の観点から市町村等が実施する防災・減災対策との連携・調整、河川や海岸防災林、防災公園等における防災・減災対策との連携・調整等に努める。

■「海岸の維持管理の充実」

- ・長寿命化計画の作成等により、予防保全型の維持管理・更新に努めるとともに、海岸保全施設が、いつ作られて、いつ修繕されたのか分かるように、整備、点検、診断、対策といった一連の流れでデータ管理を行うことが重要である。
- ・海岸保全に影響を与える区域について、モニタリング等により状況を把握し、環境等の観点から、陸域や沖合まで一体的に海岸を保全することについても検討する。
- ・水門、陸閘等は操作ルールの策定や平常時の点検・訓練、更新等の実施に努める。
- ・津波等の災害時において、水門、陸閘等の操作員の安全性を確保した上で、閉鎖の確実性を向上させるため、水門、陸閘等の統廃合、常時閉鎖又は機械化の取組を計画的に進める。
- ・海岸管理の内容が多岐にわたる一方、予算や人材に限られる中で適切に維持管理を行うため、市町村や海岸で活動している民間団体等との連携強化を図るよう努める。



〔陸閘常時閉鎖 事例〕



〔陸閘機械化 事例〕

旧

新

土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 2.海岸の防護に関する事項 2-2.防護の目標

2-2. 海岸の防護の目標

(1) 防護すべき地域

本計画では、海岸保全施設が整備されない場合に海岸背後地の家屋や土地等に被害が発生すると予想される以下の地域を「防護すべき地域」とする。

高潮・波浪 ■高潮や波浪の影響により、浸水等の被害が生じる危険性のある地域。

侵食 ■今後、侵食が進むと予測される地域及び現時点で砂浜の保全・回復の必要性が認められる地域。

地震及び津波 ■今後発生が予想される南海トラフ地震及び津波の影響により、浸水等の被害が生じる危険性のある地域。

(2) 防護水準

土佐湾沿岸における「防護水準」は以下を基準とする。

- 高潮・波浪** ■過去の台風等から想定される異常潮位と30年確率波浪を対象とし、越波、浸水の被害から背後地を守ることを基本的な目標とする。
- 越波・浸水等の被害が予測される地域では、被災歴、住民意見、環境や利用面を考慮しながら、必要に応じて人工リーフ・緩傾斜堤などによる面的防護を進める。
- 侵食** ■現状の汀線を保全、維持することを基本的な目標とする。
- 汀線が後退し背後地への被害が予測される地域では、人工リーフ・養浜など面的防護による侵食防止と汀線の回復を図る。
- 地震及び津波** ■今後発生が予想される南海トラフ地震及び津波を対象とし、津波による浸水の被害から背後地を守ることを基本的な目標とする。(※次項 2-3 地震及び津波対策 に詳細を記す)

※高潮・越波の防護水準は、背後地の状況や地域のニーズに応じて海岸管理者が適切に定めることとする。

防 護 水 準

沿岸名	市町村	所管	高潮・波浪			侵食
			計画高潮位 (T.P.m)	波浪		
				H ₀ (沖波波高m)	T ₀ (沖波周期秒)	
土佐湾	室戸市(西)・奈半利町・田野町・安田町・安芸市	港湾局	2.2	13.5	15.2	現状の汀線維持 もしくは 必要に応じた 汀線の回復
		河川局	2.2			
		水産庁 農振局	2~2.9	7.0~11.9	12.1~15.6	
	芸西村・芸南市・南国市・高知市・土佐市・須崎市・中土佐町・四万十町	港湾局	2.2~3.78	12.3~13.0	15.5~15.6	
		河川局	2.2			
		水産庁 農振局	2.0~6.9 2.2~3.3	7.4~11.7 13.9~15.6	1/30確率 (30年に1度の 確率で発生する 高波浪を想定)	
	黒潮町・四万十市・土佐清水市(東)	港湾局	2.2	11.6	15.0	
		河川局	2.2			
		水産庁 農振局	2.1~3.0 3.0	9.2~12.0 14.4~15.6		

出典：沖波推算資料 港湾構造物設計指針 高知県港湾局港湾課
南海地域沖波推算調査報告書(昭和61年3月)
全国海岸保全施設整備水準調査票[設計高潮位](平成13年)



2-2. 海岸の防護の目標

(1) 防護すべき地域

本計画では、海岸保全施設が整備されない場合に海岸背後地の家屋や土地等に被害が発生すると予想される以下の地域を「防護すべき地域」とする。

高潮・波浪 ■高潮や波浪の影響により、浸水等の被害が生じる危険性のある地域。

侵食 ■今後、侵食が進むと予測される地域及び現時点で砂浜の保全・回復の必要性が認められる地域。

地震及び津波 ■今後発生が予想される南海トラフ地震及び津波の影響により、浸水等の被害が生じる危険性のある地域。

(2) 防護水準

土佐湾沿岸における「防護水準」は以下を基準とする。

- 高潮・波浪** ■過去の台風等から想定される異常潮位と30年確率波浪を対象とし、越波、浸水の被害から背後地を守ることを基本的な目標とする。
- 越波・浸水等の被害が予測される地域では、被災歴、住民意見、環境や利用面を考慮しながら、必要に応じて人工リーフ・緩傾斜堤などによる面的防護を進める。
- 侵食** ■現状の汀線を保全、維持することを基本的な目標とする。
- 汀線が後退し背後地への被害が予測される地域では、人工リーフ・養浜など面的防護による侵食防止と汀線の回復を図る。
- 地震及び津波** ■今後発生が予想される南海トラフ地震及び津波を対象とし、津波による浸水の被害から背後地を守ることを基本的な目標とする。

※高潮・波浪の防護水準は、背後地の状況や地域のニーズに応じて海岸管理者が適切に定めることとする。

1) 高潮・波浪、侵食に対する防護水準

防 護 水 準

沿岸名	市町村	所管	高潮・波浪			侵食
			計画高潮位 (T.P.m)	波浪		
				H ₀ (沖波波高m)	T ₀ (沖波周期秒)	
土佐湾	室戸市(西)・奈半利町・田野町・安田町・安芸市	港湾局	2.2	13.5	15.2	1/30確率 (30年に1度の 確率で発生する 高波浪を想定)
		河川局	2.2			
		水産庁 農振局	2~2.9	7.0~11.9	12.1~15.6	
	芸西村・芸南市・南国市・高知市・土佐市・須崎市・中土佐町・四万十町	港湾局	2.2~3.78	12.3~13.0	15.5~15.6	
		河川局	2.2			
		水産庁 農振局	2.0~6.9 2.2~3.3	7.4~11.7 13.9~15.6		
	黒潮町・四万十市・土佐清水市(東)	港湾局	2.2	11.6	15.0	
		河川局	2.2			
		水産庁 農振局	2.1~3.0 3.0	9.2~12.0 14.4~15.6		

出典：沖波推算資料 港湾構造物設計指針 高知県港湾局港湾課
南海地域沖波推算調査報告書(昭和61年3月)
全国海岸保全施設整備水準調査票[設計高潮位](平成13年)



土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 2.海岸の防護に関する事項 2-2.防護の目標

2-3.地震及び津波対策

(1)高知県における地震及び津波対策

南海トラフを震源とする地震・津波は数十年～百数十年間隔で周期的に発生している。高知県では、過去にこの南海地震による地震の揺れや津波により、甚大な被害を受けてきた。特に津波被害について、近年では、1946年の昭和南海地震や1960年のチリ地震があげられる。

さらに2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する地震・津波災害を踏まえ、高知県では、今後近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする巨大地震対策の加速化と抜本的強化が急務となっている。

1)地震対策

揺れに対する対策

①水門・海岸堤防などの耐震性能の向上を図る。

2)津波対策

津波対策としては、昭和南海地震やチリ地震による津波で大きな被害を受けた須崎港で、津波防波堤の建設と海岸堤防の嵩上げを進めてきたところである。

しかしながら内閣府中央防災会議専門調査会（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告 平成23年9月）より平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による甚大な津波被害を教訓とした、今後の津波対策が示された。

	津波のレベル	基本的な考え方
比較的発生頻度の高い津波	最大クラスに比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（数十年～百数十年の頻度）	海岸保全施設等の整備を行う上で対象とする津波
最大クラスの津波	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波	総合的な防災対策を構築する上で想定する津波

◆発生頻度の高い津波に対する海岸保全施設等による対策の考え方

- 従前より整備されてきた海岸保全施設等は、比較的発生頻度の高い津波等を想定しており、水位低減、津波到達時間の遅延などで一定の効果を発揮
- 最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等を整備することは、費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響などの観点から現実的ではない。

旧

2)地震及び津波に対する防護水準

南海トラフを震源とする地震・津波は数十年～百数十年間隔で周期的に発生している。高知県では、過去にこの南海地震による地震の揺れや津波により、甚大な被害を受けてきた。特に津波被害について、近年では、1946年の昭和南海地震や1960年のチリ地震があげられる。

さらに2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する地震・津波災害を踏まえ、高知県では、今後近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする巨大地震対策の加速化と抜本的強化が急務となっている。

①地震対策

揺れに対する対策

a.水門・海岸堤防などの耐震性能の向上を図る。

②津波対策

津波対策としては、昭和南海地震やチリ地震による津波で大きな被害を受けた須崎港で、津波防波堤の建設と海岸堤防の嵩上げを進めてきたところである。

しかしながら内閣府中央防災会議専門調査会（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告 平成23年9月）より平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による甚大な津波被害を教訓とした、今後の津波対策が示された。

	津波のレベル	基本的な考え方
比較的発生頻度の高い津波	最大クラスに比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（数十年～百数十年の頻度）	海岸保全施設等の整備を行う上で対象とする津波
最大クラスの津波	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波	総合的な防災対策を構築する上で想定する津波

◆発生頻度の高い津波に対する海岸保全施設等による対策の考え方

- 従前より整備されてきた海岸保全施設等は、比較的発生頻度の高い津波等を想定しており、水位低減、津波到達時間の遅延などで一定の効果を発揮
- 最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等を整備することは、費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響などの観点から現実的ではない。

新

土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 2.海岸の防護に関する事項 2-3.地震及び津波対策

○人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、引き続き、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して海岸保全施設等の整備を進めていくことが求められる。

津波に対する対策

①比較的発生頻度の高い津波（数十年～百数十年の頻度）に対しては、人命・財産を守る対策を行っていく。

・今後の海岸保全施設等の津波対策を行って行くうえで想定する比較的発生頻度の高い津波については、地形・地域性等を勘案して、一連のまとまりのある海岸線に分割した地域海岸ごとに設計津波の水位[※]の設定を行う。

海岸堤防の天端高さは、設計津波の水位を前提として、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性等総合的に考慮して適切に決定する。

※「設計津波の水位」とは、海岸保全施設の設計を行うため、当該海岸保全施設に到達する恐れが多い津波として、海岸管理者が定めた設計津波の高さ

土佐湾沿岸における地域海岸および設計津波の水位を以下に示す。

地域海岸名	左記地域海岸に存する地区海岸区間	対象地震	
		対象地震	設計津波の水位(T.P.m)
南国香南	手結港海岸～十市前浜海岸	中央防災会議(2003) 東南海・南海二連動地震	8.0
高知中央	長浜海岸～新居海岸	中央防災会議(2003) 東南海・南海二連動地震	8.0
宇佐	宇佐漁港海岸	中央防災会議(2003) 東南海・南海二連動地震	6.1

※上記以外の地域海岸については、検討中。



地域海岸の設定状況

旧

○人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、引き続き、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して海岸保全施設等の整備を進めていくことが求められる。

津波に対する対策

a. 比較的発生頻度の高い津波（数十年～百数十年の頻度）に対しては、人命・財産を守る対策を行っていく。

・今後の海岸保全施設等の津波対策を行って行くうえで想定する比較的発生頻度の高い津波については、地形・地域性等を勘案して、一連のまとまりのある海岸線に分割した地域海岸ごとに設計津波の水位[※]の設定を行う。

海岸堤防の天端高さは、設計津波の水位を前提として、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、河川整備計画等総合的に考慮して適切に決定する。

※「設計津波の水位」とは、海岸保全施設の設計を行うため、当該海岸保全施設に到達する恐れが多い津波として、海岸管理者が定めた津波の高さ。なお、新たな知見等により設計津波水位を見直す必要が生じた場合は、再設定を行うものとする。

土佐湾沿岸における地域海岸および設計津波の水位を次頁以降に示す。

新

土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 2.海岸の防護に関する事項 2-3.地震及び津波対策

地域海岸名	左記地域海岸に存する地区海岸区間	対象地震	
		対象地震	設計津波の水位 (T.P.m) [※]
室戸岬①地域海岸	粟生漁港海岸～坂本海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	10.7 (11.7, 9.4)
室戸岬②地域海岸	室津港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	8.6 (14.0)
室戸岬③地域海岸	行当海岸～奈良師海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	13.3 (14.9)
室戸岬④地域海岸	新村漁港海岸～行当港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	5.0 (9.9)
室戸地域海岸	羽根漁港海岸～平尾海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	8.2
中芸地域海岸	伊尾木漁港海岸～加領郷漁港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	7.9
安芸①地域海岸	穴内漁港海岸～伊尾木漁港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	8.0 (9.1)
安芸②地域海岸	塩屋海岸～赤野漁港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	7.2 (5.3)
南国香南地域海岸	手結港海岸～十市前浜海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	8.0
高知港①地域海岸	高知港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	8.9
高知港②地域海岸	高知港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	5.9
高知港③地域海岸	高知港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	3.3
高知港④地域海岸	高知港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	3.6
高知港⑤地域海岸	高知港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	3.7
高知港⑥地域海岸	高知港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	4.7
高知港⑦地域海岸	高知港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	8.2
高知中央地域海岸	長浜海岸～新居海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	8.0
宇佐地域海岸	宇佐漁港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	6.1
浦の内湾①地域海岸	出見海岸～宇佐漁港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	3.8
浦の内湾②地域海岸	浦場海岸～出見海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	3.2
浦の内湾③地域海岸	宇佐漁港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	4.2
横浪地域海岸	久通漁港海岸～池ノ浦漁港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	9.5
須崎湾①地域海岸	野見漁港海岸～中の島漁港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	10.1
須崎湾②地域海岸	須崎港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	10.3
須崎湾③地域海岸	須崎港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	12.5
須崎湾④地域海岸	須崎港海岸～新荘漁港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	10.6
中土佐①地域海岸	安和漁港海岸～安和海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	11.1
中土佐②地域海岸	押岡海岸～檜生海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	9.8
中土佐③地域海岸	矢田部海岸～上ノ加江漁港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	8.6
中土佐④地域海岸	浦分漁港海岸～小矢井賀海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	8.7 (9.4)
四万十興津地域海岸	伊の岬(一般)～小室漁港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	12.4 (19.3)
幡東①地域海岸	上川口海岸～坂本海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	10.7 (6.5)
幡東②地域海岸	双海漁港海岸～浮津漁港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	13.1 (13.9)
足摺東①地域海岸	立石漁港海岸～下田港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	6.5 (10.0)
足摺東②地域海岸	小浜漁港海岸～布瀬港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	14.5 (8.6)
足摺東③地域海岸	以布利港海岸～大岐(一般)	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	11.4 (10.4)
足摺東④地域海岸	津呂漁港海岸～窪津漁港海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	5.9 (7.0)

※ 地域海岸において、延長の長い設計津波の水位を記載。複数の設計津波の水位を持たせる地域海岸では、最大及び最小の水位を()書きで記載。

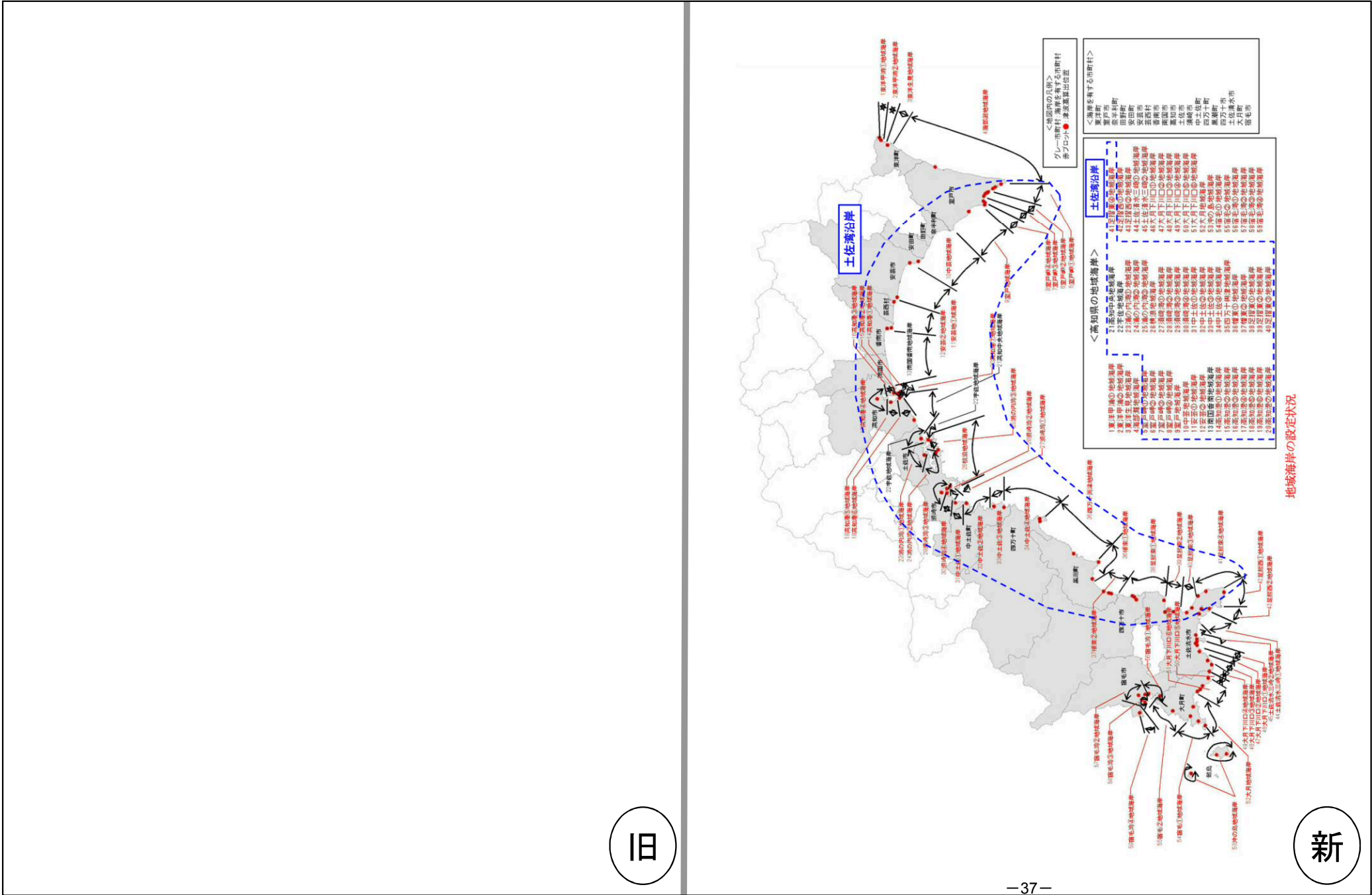
旧

新

土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 2.海岸の防護に関する事項 2-3.地震及び津波対策



土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 2.海岸の防護に関する事項 2-2.防護の目標

②設計津波の水位を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できる対策を行っていく。

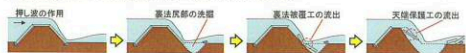
- 設計津波の水位を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合であっても、施設の破壊、倒壊に至るまでの時間を少しでも長くし、人命を守るための避難時間を稼ぐ構造上の工夫を施す。
- 迅速な復旧を可能とするよう、施設が全壊に至る可能性を少しでも減らす減災効果を目指した構造上の工夫を施す。
- 粘り強い構造については研究が進められており、新たな技術開発の進展を踏まえつつ、最も効果的な工夫を施す。

■ 海岸堤防等の粘り強い構造

「粘り強い構造」の基本的な考え方：設計対象の津波高を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合でも、施設の破壊、倒壊までの時間を少しでも長くする、あるいは、全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目指した構造上の工夫を施すこと。

①裏法尻部、裏法勾配

- 被災形態：津波が海岸堤防を越流した後、裏法尻部の地面等を洗掘。これをきっかけに裏法被覆工等の損壊、流失等を引き起こす。



- 工法：裏法尻部に保護工を設置すること等により被覆さらに、裏法尻部の被覆に加え、裏法を緩勾配化



②天端保護工、裏法被覆工、表法被覆工

- 被災形態：津波の高速な水流による天端保護工、裏法被覆工の流失や堤体土の吸出し。（引き波においても同様の被災形態が考えられる。）



- 工法：天端保護工や裏法被覆工、表法被覆工の部材厚の確保、部材間の連結（重量や強度の確保）

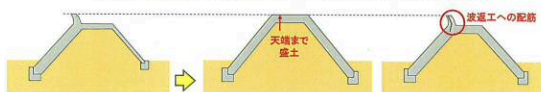


③波返工

- 被災形態：津波の波圧の作用による、波返工の倒壊等。



- 工法：天端まで盛土構造とする工法（海岸堤防の設計外力を高潮でなく津波とする場合）の検討や、波返工を採用する場合の、配筋による補強



粘り強い構造のイメージ図

出典：平成23年12月15日付け 国土交通省、農林水産省通知「海岸堤防等の粘り強い構造および耐震対策について」

旧

b.設計津波の水位を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できる対策を行っていく。

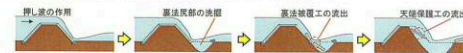
- 設計津波の水位を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合であっても、施設の破壊、倒壊に至るまでの時間を少しでも長くし、人命を守るための避難時間を稼ぐ構造上の工夫を施す。
- 迅速な復旧を可能とするよう、施設が全壊に至る可能性を少しでも減らす減災効果を目指した構造上の工夫を施す。
- 粘り強い構造については研究が進められており、新たな技術開発の進展を踏まえつつ、最も効果的な工夫を施す。

■ 海岸堤防等の粘り強い構造

「粘り強い構造」の基本的な考え方：設計対象の津波高を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合でも、施設の破壊、倒壊までの時間を少しでも長くする、あるいは、全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目指した構造上の工夫を施すこと。

①裏法尻部、裏法勾配

- 被災形態：津波が海岸堤防を越流した後、裏法尻部の地面等を洗掘。これをきっかけに裏法被覆工等の損壊、流失等を引き起こす。

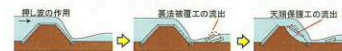


- 工法：裏法尻部に保護工を設置すること等により被覆さらに、裏法尻部の被覆に加え、裏法を緩勾配化



②天端保護工、裏法被覆工、表法被覆工

- 被災形態：津波の高速な水流による天端保護工、裏法被覆工の流失や堤体土の吸出し。（引き波においても同様の被災形態が考えられる。）



- 工法：天端保護工や裏法被覆工、表法被覆工の部材厚の確保、部材間の連結（重量や強度の確保）

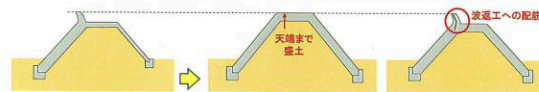


③波返工

- 被災形態：津波の波圧の作用による、波返工の倒壊等。



- 工法：天端まで盛土構造とする工法（海岸堤防の設計外力を高潮でなく津波とする場合）の検討や、波返工を採用する場合の、配筋による補強



粘り強い構造のイメージ図

出典：平成23年12月15日付け 国土交通省、農林水産省通知「海岸堤防等の粘り強い構造および耐震対策について」

新

土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

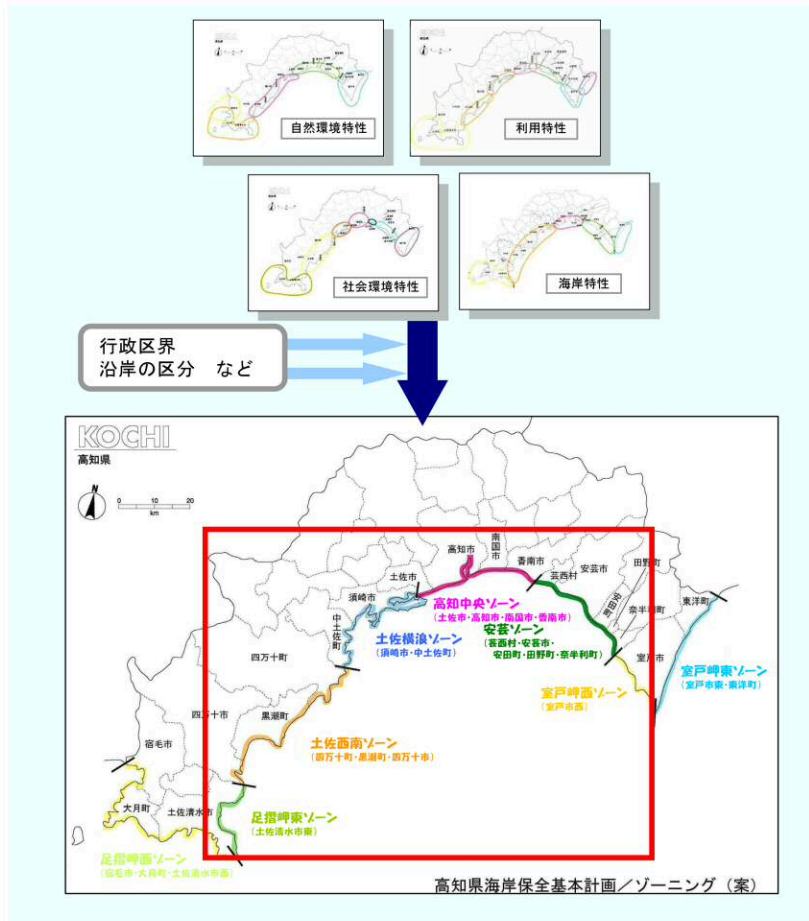
第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 5.ゾーン区分及びゾーン毎の基本的方針

5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

5-1. 沿岸域のゾーン区分

高知県では、地域性を活かした海岸保全の推進に向けて、自然環境(地形 等)、社会環境(アクセス 等)、利用状況(沿岸施設 等)、海岸特性(侵食、高潮、津波 等)などの地域特性を整理し、計画の策定区分や推進体制等の面から行政区界、沿岸区分についても考慮の上、海岸域を8ゾーンに区分している。

この中で土佐湾沿岸は、室戸岬西ゾーン、安芸ゾーン、高知中央ゾーン、土佐横浪ゾーン、土佐西南ゾーン、足摺岬東ゾーンの6ゾーンに区分されている。



旧

5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

5-1. 沿岸域のゾーン区分

高知県では、地域性を活かした海岸保全の推進に向けて、自然環境(地形 等)、社会環境(アクセス 等)、利用状況(沿岸施設 等)、海岸特性(侵食、高潮、津波 等)などの地域特性を整理し、計画の策定区分や推進体制等の面から行政区界、沿岸区分についても考慮の上、海岸域を8ゾーンに区分している。

この中で土佐湾沿岸は、室戸岬西ゾーン、安芸ゾーン、高知中央ゾーン、土佐横浪ゾーン、土佐西南ゾーン、足摺岬東ゾーンの6ゾーンに区分されている。



新

土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

5-2. ゾーン別の整備基本方針

(1) ゾーン別の整備基本方針

ゾーン別の概要とその整備基本方針を以下に示す。なお、事業推進における実用性等を考慮し、ゾーンの境界は行政区界を基本として決定しているが、各ゾーンの方針に従い整備を推進する際、特に境界付近については、近隣ゾーンとの整合を充分に図ることとする。

①室戸岬西ゾーン（室戸市西海岸）

⇒ 貴重な生物を守り、地域の伝統文化を伝える砂浜の保全

- 防護 ・ 侵食が進んでいる海岸については、人工リーフ等による砂浜の保全・回復に努める。
・ 背後に市街地等をかかえる地域では、必要な高潮対策により安全性の向上を図る。
- 環境 ・ アカウミガメ産卵場や造礁サンゴなど地域の優れた自然環境の保護・保全に努める。
・ 室戸阿南海岸固定公園周辺の背後地と調和した風光明媚な海岸景観の保全を図る。
- 利用 ・ 奈良師海岸のシットロト踊りなど海岸を利用した地域の伝統文化の保全・継承に努める。
・ 環境学習や定期的な海岸清掃、各種イベントなど、環境に配慮し、利用者の意識啓発につながる海岸利用を促進する。

【背景】

当ゾーンの沿岸には急峻な傾斜をもつ海岸段丘が発達しており、海岸線までの平地に民家が点在する。また、沿岸域には良好な自然環境が形成されており、羽根、行当沿岸周辺では造礁サンゴが多くみられる。磯浜の中に点在する砂浜は、アカウミガメの県内主要産卵場のひとつであると共に、吉良川海岸の御田祭や奈良師海岸のシットロト踊りなど地域色ゆたかな伝統・文化の催事場としても重要である。室津港は、特に高知と京阪神との海運上の要所となっており、また、この沿岸一体は風波が荒く航行の難所であることから、避難港としても重要な役割を担っている。当ゾーンのほぼ全域で高潮・侵食対策が実施されているが、一部の地域では著しい海岸侵食による越波被害が生じている。

②安芸ゾーン（奈半町、田野町、安田町、安芸市、芸西村）

⇒ 誰もが安心・快適・気軽に利用できる沿岸域の保全・整備

- 防護 ・ 侵食が進んでいる海岸については、離岸堤等による砂浜の保全・回復に努める。
・ 背後に家屋や農地等の財産が密集する地域では、高潮・侵食対策による波浪低減など防護機能の向上を図る。
- 環境 ・ 白砂青松等の名勝や自然公園など優れた海岸景観を保全するため、背後の松原など沿岸植生と砂浜、景観の適正かつ総合的な保全・維持に努める。
・ 海岸環境保全に対する啓発活動として、親しみやすくなるおいある海岸の保全を図る。
- 利用 ・ サイクリングロードや遍路道等として沿岸を訪れる誰もが安全・快適・気軽に自然ゆたかな海岸と親しめるよう、適正な整備に努める。
・ 砂浜海岸における観光地曳き網や祭事など、郷土色ゆたかな利用の保全・促進を図る。

【背景】

当ゾーンは室戸岬から続いた磯浜が砂浜へと変化する海岸域である。魚梁瀬県立自然公園と手結住吉県立自然公園に属し、白砂青松の名勝など優れた海岸景観の保全・維持に努める必要がある。海岸線のサイクリングロードは遍路道としても利用されており、坂本龍馬などにまつわる歴史・文化的資源の多い背後地は、ピニルハウスの野菜・花卉園芸が盛んな県東部域の経済的拠点となっている。太平洋からの風波を直接受けるため、沿岸域では高潮・侵食対策が実施されている。

旧

5-2. ゾーン別の整備基本方針

(1) ゾーン別の整備基本方針

ゾーン別の概要とその整備基本方針を以下に示す。なお、事業推進における実用性等を考慮し、ゾーンの境界は行政区界を基本として決定しているが、各ゾーンの方針に従い整備を推進する際、特に境界付近については、近隣ゾーンとの整合を充分に図ることとする。

①室戸岬西ゾーン（室戸市西海岸）

⇒ 地震・津波対策の推進と貴重な生物を守り、地域の伝統文化を伝える砂浜の保全

- 防護 ・ 侵食が進んでいる海岸については、人工リーフ等による砂浜の保全・回復に努める。
・ 背後に市街地等をかかえる地域では、必要な高潮対策により安全性の向上を図る。
・ 堤防の耐震対策などを進め、ソフト対策と一体となって背後地の人命や資産を守る。
- 環境 ・ アカウミガメ産卵場や造礁サンゴなど地域の優れた自然環境の保護・保全に努める。
・ 室戸阿南海岸固定公園周辺の背後地と調和した風光明媚な海岸景観の保全を図る。
- 利用 ・ 奈良師海岸のシットロト踊りなど海岸を利用した地域の伝統文化の保全・継承に努める。
・ 環境学習や定期的な海岸清掃、各種イベントなど、環境に配慮し、利用者の意識啓発につながる海岸利用を促進する。

【背景】

当ゾーンの沿岸には急峻な傾斜をもつ海岸段丘が発達しており、海岸線までの平地に民家が点在する。また、沿岸域には良好な自然環境が形成されており、羽根、行当沿岸周辺では造礁サンゴが多くみられる。磯浜の中に点在する砂浜は、アカウミガメの県内主要産卵場のひとつであると共に、吉良川海岸の御田祭や奈良師海岸のシットロト踊りなど地域色ゆたかな伝統・文化の催事場としても重要である。室津港は、特に高知と京阪神との海運上の要所となっており、また、この沿岸一体は風波が荒く航行の難所であることから、避難港としても重要な役割を担っている。当ゾーンのほぼ全域で高潮・侵食対策が実施されているが、一部の地域では著しい海岸侵食による越波被害が生じている。

②安芸ゾーン（奈半町、田野町、安田町、安芸市、芸西村）

⇒ 地震・津波対策の推進と誰もが安心・快適・気軽に利用できる沿岸域の保全・整備

- 防護 ・ 侵食が進んでいる海岸については、離岸堤等による砂浜の保全・回復に努める。
・ 背後に家屋や農地等の財産が密集する地域では、高潮・侵食対策による波浪低減など防護機能の向上を図る。
・ 堤防の耐震対策などを進め、ソフト対策と一体となって背後地の人命や資産を守る。
- 環境 ・ 白砂青松等の名勝や自然公園など優れた海岸景観を保全するため、背後の松原など沿岸植生と砂浜、景観の適正かつ総合的な保全・維持に努める。
・ 海岸環境保全に対する啓発活動として、親しみやすくなるおいある海岸の保全を図る。
- 利用 ・ サイクリングロードや遍路道等として沿岸を訪れる誰もが安全・快適・気軽に自然ゆたかな海岸と親しめるよう、適正な整備に努める。
・ 砂浜海岸における観光地曳き網や祭事など、郷土色ゆたかな利用の保全・促進を図る。

【背景】

当ゾーンは室戸岬から続いた磯浜が砂浜へと変化する海岸域である。魚梁瀬県立自然公園と手結住吉県立自然公園に属し、白砂青松の名勝など優れた海岸景観の保全・維持に努める必要がある。海岸線のサイクリングロードは遍路道としても利用されており、坂本龍馬などにまつわる歴史・文化的資源の多い背後地は、ピニルハウスの野菜・花卉園芸が盛んな県東部域の経済的拠点となっている。太平洋からの風波を直接受けるため、沿岸域では高潮・侵食対策が実施されている。

新

土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

③高知中央ゾーン

(香南市, 南国市, 高知市, 土佐市)

⇒ 侵食防止、津波防災対策の推進と浜辺のやすらぎ空間の創出

- 防護
 - ・養浜工を含む積極的かつ適切な侵食対策により、長大な砂浜の保全・回復を図る。
 - ・背後地の都市・港湾機能を防護するため、ソフト・ハード両面を兼ね備えた総合的な津波防災対策の推進を図る。
- 環境
 - ・背後地の松原などの沿岸植生と砂浜、景観の適正かつ総合的な保全・維持に努める。
 - ・手結岬のサンゴ群生地や内湾域特有の多様な生態系の保全・回復に努める。
 - ・海岸環境を損なう漂着物やゴミ問題について、官民一体となった対策を推進する。
- 利用
 - ・背後地の景観や雰囲気と調和した親しみやすくなるおいある海辺空間を創出する。
 - ・既存の観光施設や駐車場等の利用者向け施設の機能を充実を図る。
 - ・適正な海岸利用の推進に向けたルールづくりや利用者のマナー啓発に努める。

【背景】

当ゾーンは手結住吉、鷲尾山県立自然公園、県立種崎干松公園内に位置する一連の大規模で開放的な砂浜海岸が連続する沿岸域である。海岸侵食が著しく、高知海岸の一部区間(約13km)では、高潮・侵食対策として海岸保全施設の抜本的な整備を行うため、国の直轄による海岸事業に着手している。また、重要港湾の高知港は県の地域開発の中核として、背後県の生産・消費活動を支える物流拠点となっている。長浜海岸の背後地には美しい砂浜と太平洋を一望できる観光道路“花海道”が続き、月の名所・桂浜や手結のヤ・シバークなど観光面でも注目のゾーンである。南海トラフを震源とする地震・津波による津波の被害が大きくなると想定されており、侵食による被害も県内で最も大きい海岸である。背後地は耕地率が高い。

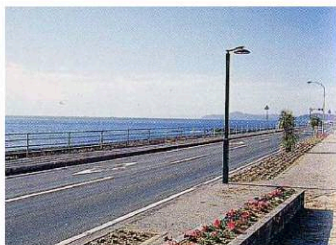
④土佐横浪ゾーン(須崎市, 中土佐町)

⇒ 優れた海岸環境の保全と沿岸都市・港湾機能の安全性確保

- 防護
 - ・既存施設の耐震点検や防災ステーションの整備など、適切にソフト・ハード両面からの津波防災対策の推進を図る。
 - ・背後に市街地が密集する地域では、施設整備や改修等による防護機能の向上を図る。
- 環境
 - ・須崎湾県立自然公園の優れた自然環境や雄大な海岸景観の保全を図る。
 - ・地域経済、交流の拠点となる港湾機能にふさわしい美しく親しみやすい海岸の保全・創出に努める。
- 利用
 - ・親しみやすくなるおいある海岸空間の創出と海辺へのアクセス向上に努める。
 - ・周辺の都市・港湾機能との調和を図り、ゆたかな自然環境を活かした利用を促進する。

【背景】

当ゾーンは横浪、須崎湾県立自然公園内に位置し、リアス式海岸の雄大な景観をはじめ優れた自然環境を有するが、複雑な地形が太平洋に直面しており津波や高潮の影響を受けやすい。横波半島、浦ノ内湾を除き工業地域は少なく、漁業や農業のほか観光地、海洋レジャー拠点としての利用が多い地域である。須崎港は、県内第一位の貨物取扱量を誇る港湾として地域経済の拠点のひとつとなっており、南海トラフを震源とする地震・津波に備え、湾口に津波防波堤が建設されている。一方、その他の須崎市沿岸には自然海岸が多く残されている。



〔花海道(県道14号線:高知市)〕
(写真: KOCHI まんななか* 作'アツクより)



〔奈半利町港まつり(奈半利町)〕
(写真: 奈半利町'ベソレットより)

旧

③高知中央ゾーン

(香南市, 南国市, 高知市, 土佐市)

⇒ 侵食防止、津波防災対策の推進と浜辺のやすらぎ空間の創出

- 防護
 - ・養浜工を含む積極的かつ適切な侵食対策により、長大な砂浜の保全・回復を図る。
 - ・背後地の都市・港湾機能を防護するため、ソフト・ハード両面を兼ね備えた総合的な津波防災対策の推進を図る。
- 環境
 - ・背後地の松原などの沿岸植生と砂浜、景観の適正かつ総合的な保全・維持に努める。
 - ・手結岬のサンゴ群生地や内湾域特有の多様な生態系の保全・回復に努める。
 - ・海岸環境を損なう漂着物やゴミ問題について、官民一体となった対策を推進する。
- 利用
 - ・背後地の景観や雰囲気と調和した親しみやすくなるおいある海辺空間を創出する。
 - ・既存の観光施設や駐車場等の利用者向け施設の機能を充実を図る。
 - ・適正な海岸利用の推進に向けたルールづくりや利用者のマナー啓発に努める。

【背景】

当ゾーンは手結住吉、鷲尾山県立自然公園、県立種崎干松公園内に位置する一連の大規模で開放的な砂浜海岸が連続する沿岸域である。海岸侵食が著しく、高知海岸の一部区間(約13km)では、高潮・侵食対策として海岸保全施設の抜本的な整備を行うため、国の直轄による海岸事業に着手している。また、重要港湾の高知港は県の地域開発の中核として、背後県の生産・消費活動を支える物流拠点となっている。長浜海岸の背後地には美しい砂浜と太平洋を一望できる観光道路“花海道”が続き、月の名所・桂浜や手結のヤ・シバークなど観光面でも注目のゾーンである。南海トラフを震源とする地震・津波による津波の被害が大きくなると想定されており、侵食による被害も県内で最も大きい海岸である。背後地は耕地率が高い。

④土佐横浪ゾーン(須崎市, 中土佐町)

⇒ 地震・津波対策の推進と優れた海岸環境の保全と沿岸都市・港湾機能の安全性確保

- 防護
 - ・堤防の耐震対策などを進め、ソフト対策と一体となって背後地の人命や資産を守る。
 - ・背後に市街地が密集する地域では、施設整備や改修等による防護機能の向上を図る。
- 環境
 - ・須崎湾県立自然公園の優れた自然環境や雄大な海岸景観の保全を図る。
 - ・地域経済、交流の拠点となる港湾機能にふさわしい美しく親しみやすい海岸の保全・創出に努める。
- 利用
 - ・親しみやすくなるおいある海岸空間の創出と海辺へのアクセス向上に努める。
 - ・周辺の都市・港湾機能との調和を図り、ゆたかな自然環境を活かした利用を促進する。

【背景】

当ゾーンは横浪、須崎湾県立自然公園内に位置し、リアス式海岸の雄大な景観をはじめ優れた自然環境を有するが、複雑な地形が太平洋に直面しており津波や高潮の影響を受けやすい。横波半島、浦ノ内湾を除き工業地域は少なく、漁業や農業のほか観光地、海洋レジャー拠点としての利用が多い地域である。須崎港は、県内第一位の貨物取扱量を誇る港湾として地域経済の拠点のひとつとなっており、南海トラフを震源とする地震・津波に備え、湾口に津波防波堤が建設されている。一方、その他の須崎市沿岸には自然海岸が多く残されている。



〔花海道(県道14号線:高知市)〕
(写真: KOCHI まんななか* 作'アツクより)



〔奈半利町港まつり(奈半利町)〕
(写真: 奈半利町'ベソレットより)

新

土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

⑤土佐西南ゾーン（四万十町、黒潮町、四万十市）

⇒ 総合的な侵食対策と漁業・観光産業振興に向けた利用の促進

- 防護 ・侵食が進んでいる海岸については、離岸堤等の施設整備と併せ、河川からの土砂供給や沿岸漂砂の検討など総合的な土砂管理の推進との連携を図る。
- 環境 ・県立自然公園の興津海岸や入野海岸など優れた海岸景観を保全するため、背後地の松原などの沿岸植生と砂浜、景観の適正かつ総合的な保全・維持に努める。
・良好な生物生息空間となる藻場の適正な保全・回復に努める。
- 利用 ・白砂青松の入野海岸については、水辺動植物を通じた環境学習の場としての利用推進を図る。
・体験漁業やホエールウォッチングなど漁業関連施設を活用し、漁業者と十分な調整の上で、漁業や地域の観光産業振興に向けた利用の促進を図る。

【背景】

当ゾーンの多くは興津、入野県立自然公園や鹿島自然環境保全区域内に属し、自然海岸が多く残されている。急峻な傾斜地が海岸線まで迫る崖海岸となっているが、入野松原周辺や興津地区など県有数の砂浜海岸も存在する。白砂青松で知られる入野海岸は、「環境ふれあいゾーン」として、親しみやすくなるおいある海岸づくりが進められている。また、カツオを中心とした漁業の他、ホエールウォッチングや四万十川観光など利用面での拠点のひとつとなっている地域である。部分的な高潮、侵食対策が実施されているものの、沿岸域では南海トラフを震源とする地震による津波が懸念されている。

⑥足摺岬東ゾーン（土佐清水市東側沿岸）

⇒ 風光明媚な海岸線と良好な漁村環境の保全・継承

- 防護 ・背後に集落が点在する漁港周辺等では、台風襲来時の高潮・越波被害を防止するため、必要に応じた防護機能の精査、強化に努める。
- 環境 ・足摺宇和海国立公園の風光明媚な海岸景観やゆたかな自然環境の保全・継承を図る。
・良好な生物生息場となる藻場や干潟などの適正な保全・回復に努める。
・沿岸域の水質保全など、良好な漁村環境の保全に努める。
- 利用 ・海岸までのアクセス（遊歩道）向上など、地域住民をはじめ誰もが安全・快適に海辺の自然と親しむことのできる海岸づくりを進める。

【背景】

当ゾーンは急峻な傾斜地が海岸線まで続く崖海岸であり、海岸沿いの谷部に位置する漁港周辺に集落が点在する。足摺宇和海国立公園内に位置し、大岐海岸の砂浜など風光明媚な海岸景観や自然環境に恵まれた地域である。自然海岸が多いため、部分的に高潮・侵食対策が実施されている。



〔興津小室の浜海水浴場（四万十町）〕



〔漁業体験（中土佐町）〕

旧

⑤土佐西南ゾーン（四万十町、黒潮町、四万十市）

⇒ 地震・津波対策の推進と漁業・観光産業振興に向けた利用の促進

- 防護 ・侵食が進んでいる海岸については、離岸堤等の施設整備と併せ、河川からの土砂供給や沿岸漂砂の検討など総合的な土砂管理の推進との連携を図る。
・堤防の耐震対策などを進め、ソフト対策と一体となって背後地の人命や資産を守る。
- 環境 ・県立自然公園の興津海岸や入野海岸など優れた海岸景観を保全するため、背後地の松原などの沿岸植生と砂浜、景観の適正かつ総合的な保全・維持に努める。
・良好な生物生息空間となる藻場の適正な保全・回復に努める。
- 利用 ・白砂青松の入野海岸については、水辺動植物を通じた環境学習の場としての利用推進を図る。
・体験漁業やホエールウォッチングなど漁業関連施設を活用し、漁業者と十分な調整の上で、漁業や地域の観光産業振興に向けた利用の促進を図る。

【背景】

当ゾーンの多くは興津、入野県立自然公園や鹿島自然環境保全区域内に属し、自然海岸が多く残されている。急峻な傾斜地が海岸線まで迫る崖海岸となっているが、入野松原周辺や興津地区など県有数の砂浜海岸も存在する。白砂青松で知られる入野海岸は、「環境ふれあいゾーン」として、親しみやすくなるおいある海岸づくりが進められている。また、カツオを中心とした漁業の他、ホエールウォッチングや四万十川観光など利用面での拠点のひとつとなっている地域である。部分的な高潮、侵食対策が実施されているものの、沿岸域では南海トラフを震源とする地震による津波が懸念されている。

⑥足摺岬東ゾーン（土佐清水市東側沿岸）

⇒ 地震・津波対策の推進と良好な漁村環境の保全・継承

- 防護 ・背後に集落が点在する漁港周辺等では、台風襲来時の高潮・越波被害を防止するため、必要に応じた防護機能の精査、強化に努める。
・堤防の耐震対策などを進め、ソフト対策と一体となって背後地の人命や資産を守る。
- 環境 ・足摺宇和海国立公園の風光明媚な海岸景観やゆたかな自然環境の保全・継承を図る。
・良好な生物生息場となる藻場や干潟などの適正な保全・回復に努める。
・沿岸域の水質保全など、良好な漁村環境の保全に努める。
- 利用 ・海岸までのアクセス（遊歩道）向上など、地域住民をはじめ誰もが安全・快適に海辺の自然と親しむことのできる海岸づくりを進める。

【背景】

当ゾーンは急峻な傾斜地が海岸線まで続く崖海岸であり、海岸沿いの谷部に位置する漁港周辺に集落が点在する。足摺宇和海国立公園内に位置し、大岐海岸の砂浜など風光明媚な海岸景観や自然環境に恵まれた地域である。自然海岸が多いため、部分的に高潮・侵食対策が実施されている。



〔興津小室の浜海水浴場（四万十町）〕



〔漁業体験（中土佐町）〕

新

土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 1. 海岸保全施設を整備しようとする区域

表 整備対象海岸区域一覧(1)

ゾーン名	NO.	地区海岸名	所管	市町村名	海岸線延長(m)	整備対象	整備内容
室戸岬	27	坂本海岸	水・国土局	室戸市	936	◎	堤防(改良)等
	28	室戸岬漁港海岸	水産庁	"	2,387	◎	堤防(改良)等
	29	葉生海岸	水・国土局	"	942	◎	堤防(改良)等
	30	葉生漁港海岸	水産庁	"	478	◎	堤防(改良)等
	31	室津海岸	港湾局	"	3,849	◎	防潮工
	32	奈良師海岸	水・国土局	"	770	◎	人工リーフ
	33	岩戸海岸	水・国土局	"	700	◎	人工リーフ
	34	元海岸	水・国土局	"	768	◎	人工リーフ
	35	元漁港海岸	水産庁	"	170		
	36	行当海岸	水・国土局	"	410		
	37	行当漁港海岸	水産庁	"	859		
	38	新村漁港海岸	水産庁	"	1,345		
	39	平尾海岸	水・国土局	"	270		
	40	黒耳海岸	水・国土局	"	632		
	41	傍土漁港海岸	水産庁	"	562		
	42	吉良川海岸	水・国土局	"	2,271	◎	人工リーフ
	43	吉良川漁港海岸	水産庁	"	615		
	44	羽根海岸	水・国土局	"	1,822	◎	人工リーフ
	45	羽根坂本海岸	水・国土局	"	748	◎	人工リーフ
	46	羽根漁港海岸	水産庁	"	734		
	47	加領細漁港海岸	水産庁	奈半利町	1,265		
	48	加領細海岸	水・国土局	"	798		
	49	奈半利港海岸	港湾局	奈半利町 田野町	6,395	◎	堤防(改良)、突堤、離岸堤 養浜
	50	田野海岸	水・国土局	田野町	375	◎	
	51	不動海岸	水・国土局	安田町	1,310		
	52	安田海岸	水・国土局	"	890	◎	離岸堤
	53	唐の浜海岸	水・国土局	"	1,100	◎	離岸堤
	54	安田漁港海岸	水産庁	"	1,535		
	55	東下山海岸	水・国土局	安芸市	1,233	◎	堤防(改良)等
	56	下山海岸	水・国土局	"	530		
57	伊尾木漁港海岸	水産庁	"	2,050	◎	離岸堤	
58	伊尾木海岸	水・国土局	"	2,885	◎	養浜	
59	川北海岸	水・国土局	"	487	◎	堤防(改良)等	
60	安芸海岸	水・国土局	"	1,079	◎	堤防(改良)等	
61	安芸漁港海岸	水産庁	"	2,470	◎	堤防(改良)	
62	西浜海岸	水・国土局	"	1,232	◎	離岸堤、養浜、突堤	
63	穴内漁港海岸	水産庁	"	1,867	◎	離岸堤、潜堤	
64	赤野漁港海岸	水産庁	"	1,220			
65	芸西海岸	水・国土局	安芸市 芸西村	5,196			
66	西分漁港海岸	水産庁	芸西村	830	◎	離岸堤	
67	住吉漁港海岸	水産庁	香南市	463			
68	塩屋海岸	水・国土局	"	236	◎	緩傾斜堤	
69	手結海岸	港湾局	"	3,854	◎	離岸堤、人工リーフ、堤防(改良)等	
70	岸本海岸	水・国土局	"	573	◎	離岸堤、人工リーフ、堤防(改良)等	
71	赤岡岸本海岸(耕)	農振局	"	110	◎	堤防(改良)等	
72	赤岡海岸	水・国土局	"	1,290	◎	離岸堤、人工リーフ、堤防(改良)等	
73	赤岡漁港海岸	水産庁	"	1,302	◎	堤防(改良)等	
74	吉川海岸	水・国土局	"	1,520	◎	緩傾斜堤、離岸堤、堤防(改良)等	
75	吉川漁港海岸	水産庁	"	2,270	◎	離岸堤、堤防(改良)等	
76	穴内漁港海岸	水産庁	南国市				
77	十市前浜(東沢)海岸	農振局	"	80	◎	堤防(改良)等	
78	十市前浜海岸	水・国土局	南国市 高知市	8,159	◎直轄	緩傾斜堤、人工リーフ、養浜、 堤防(改良)等	
79	高知港海岸	港湾局	高知市	46,016	◎直轄	津波・高潮防災ステーション 護岸、遊歩道、突堤、緩傾斜堤 植栽、養浜、堤防(改良)、胸壁(改良) 護岸(改良)、陸こう(改良)、津波防波堤	
80	長浜海岸	水・国土局	"	3,709	◎直轄	ヘッドランド、養浜、緩傾斜堤、 堤防(改良)等	
81	戸原海岸	水・国土局	"	2,683	◎直轄	ヘッドランド、養浜、緩傾斜堤、 堤防(改良)等	
82	春野漁港海岸	水産庁	"	779	◎	離岸堤、緩傾斜堤、堤防(改良)等	
83	仁ノ海岸	水・国土局	"	1,787	◎直轄	養浜、緩傾斜堤、離岸堤、 堤防(改良)等	
84	新居海岸	水・国土局	土佐市	1,710	◎直轄	ヘッドランド、養浜、緩傾斜堤、 堤防(改良)等	
85	宇佐漁港海岸	水産庁	"	16,348	◎	安全情報伝達施設、堤防(改良)等	

注：所管の港湾局と水・国土局は国土交通省の港湾局と水管理・国土保全局、水産庁と農振局は農林水産省の水産庁と農振局を示す。

旧

表 整備対象海岸区域一覧(1)

ゾーン名	NO.	地区海岸名	所管	市町村名	海岸線延長(m)	整備対象	整備内容
室戸岬	27	坂本海岸	水・国土局	室戸市	936	◎	堤防(改良)等
	28	室戸岬漁港海岸	水産庁	"	2,387	◎	堤防(改良)等
	29	葉生海岸	水・国土局	"	942	◎	堤防(改良)等
	30	葉生漁港海岸	水産庁	"	478	◎	堤防(改良)等
	31	室津海岸	港湾局	"	3,849	◎	堤防(改良)等
	32	奈良師海岸	水・国土局	"	770	◎	人工リーフ等、堤防(改良)等
	33	岩戸海岸	水・国土局	"	700	◎	人工リーフ等、堤防(改良)等
	34	元海岸	水・国土局	"	768	◎	人工リーフ等、堤防(改良)等
	35	元漁港海岸	水産庁	"	170	◎	堤防(改良)等
	36	行当海岸	水・国土局	"	410	◎	堤防(改良)等
	37	行当漁港海岸	水産庁	"	859	◎	堤防(改良)等
	38	新村漁港海岸	水産庁	"	1,345		
	39	平尾海岸	水・国土局	"	270	◎	堤防(改良)等
	40	黒耳海岸	水・国土局	"	632		
	41	傍土漁港海岸	水産庁	"	562		
	42	吉良川海岸	水・国土局	"	2,271	◎	人工リーフ等
	43	吉良川漁港海岸	水産庁	"	615		
	44	羽根海岸	水・国土局	"	1,822	◎	人工リーフ等、堤防(改良)等
	45	羽根坂本海岸	水・国土局	"	748	◎	人工リーフ等
	46	羽根漁港海岸	水産庁	"	734		
	47	加領細漁港海岸	水産庁	奈半利町	1,265		
	48	加領細海岸	水・国土局	"	798		
	49	奈半利港海岸	港湾局	奈半利町 田野町	6,395	◎	堤防(改良)等、突堤、離岸堤 養浜
	50	田野海岸	水・国土局	田野町	375		
	51	不動海岸	水・国土局	安田町	1,310		
	52	安田海岸	水・国土局	"	890	◎	離岸堤
	53	唐の浜海岸	水・国土局	"	1,100	◎	離岸堤
	54	安田漁港海岸	水産庁	"	1,535		
	55	東下山海岸	水・国土局	安芸市	1,233	◎	堤防(改良)等
	56	下山海岸	水・国土局	"	530		
57	伊尾木漁港海岸	水産庁	"	2,050	◎	離岸堤、堤防(改良)等	
58	伊尾木海岸	水・国土局	"	2,885	◎	養浜、堤防(改良)等	
59	川北海岸	水・国土局	"	487	◎	堤防(改良)等	
60	安芸海岸	水・国土局	"	1,079	◎	堤防(改良)等	
61	安芸漁港海岸	水産庁	"	2,470	◎	堤防(改良)等	
62	西浜海岸	水・国土局	"	1,232	◎	離岸堤、養浜、突堤、堤防(改良)等	
63	穴内漁港海岸	水産庁	"	1,867	◎	離岸堤、人工リーフ	
64	赤野漁港海岸	水産庁	"	1,220			
65	芸西海岸	水・国土局	安芸市 芸西村	5,196			
66	西分漁港海岸	水産庁	芸西村	830	◎	離岸堤	
67	住吉漁港海岸	水産庁	香南市	463	◎	堤防(改良)等	
68	塩屋海岸	水・国土局	"	236	◎	緩傾斜堤、堤防(改良)等	
69	手結海岸	港湾局	"	3,854	◎	離岸堤(潜堤)、植栽、遊歩道 緩傾斜堤、突堤、養浜、津波避難施設 堤防(改良)等	
70	岸本海岸	水・国土局	"	573	◎	離岸堤、人工リーフ、堤防(改良)等	
71	赤岡岸本海岸(耕)	農振局	"	110	◎	堤防(改良)等	
72	赤岡海岸	水・国土局	"	1,290	◎	離岸堤、人工リーフ、堤防(改良)等	
73	赤岡漁港海岸	水産庁	"	1,302	◎	堤防(改良)等	
74	吉川海岸	水・国土局	"	1,520	◎	緩傾斜堤、離岸堤、堤防(改良)等	
75	吉川漁港海岸	水産庁	"	2,270	◎	離岸堤、堤防(改良)等	
76	穴内漁港海岸	水産庁	南国市				
77	十市前浜(東沢)海岸	農振局	"	80	◎	堤防(改良)等	
78	十市前浜海岸	水・国土局	南国市 高知市	8,159	◎直轄	緩傾斜堤、人工リーフ、養浜、 堤防(改良)等	
79	高知港海岸	港湾局	高知市	46,016	◎直轄	津波・高潮防災ステーション 護岸、遊歩道、突堤、緩傾斜堤 植栽、養浜、堤防(改良)等、胸壁(改良) 護岸(改良)、陸こう(改良)、津波防波堤	
80	長浜海岸	水・国土局	"	3,709	◎直轄	ヘッドランド、養浜、緩傾斜堤、 堤防(改良)等	
81	戸原海岸	水・国土局	"	2,683	◎直轄	ヘッドランド、養浜、緩傾斜堤、 堤防(改良)等	
82	春野漁港海岸	水産庁	"	779	◎	離岸堤、緩傾斜堤、堤防(改良)等	
83	仁ノ海岸	水・国土局	"	1,787	◎直轄	養浜、緩傾斜堤、離岸堤、 堤防(改良)等	
84	新居海岸	水・国土局	土佐市	1,710	◎直轄	ヘッドランド、養浜、緩傾斜堤、 堤防(改良)等	
85	宇佐漁港海岸	水産庁	"	16,348	◎	養浜、安全情報伝達施設 堤防(改良)等	

注：所管の港湾局と水・国土局は国土交通省の港湾局と水管理・国土保全局、水産庁と農振局は農林水産省の水産庁と農振局を示す。

No.76 久枝漁港海岸については平成17年3月の漁港廃止に伴い廃止。

新

土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 1.海岸保全施設を整備しようとする区域

表 整備対象海岸区域一覧(2)

ゾーン名	NO.	地区海岸名	所管	市町村名	海岸線延長(m)	整備対象	整備内容	
土	86	灰方海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	土佐市	1,692			
	87	田条海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	須崎市	930			
	88	深浦漁港海岸	水産庁	〃	1,110	◎	陸こう	
	89	塩間海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	805			
	90	塩間海岸(耕)	農振局	〃	658	◎	護岸工、陸こう	
	91	出見海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	1,639			
	92	出見(1)海岸(共管)	農振局	〃	270			
	93	出見(2)海岸(耕)	農振局	〃	5,670	◎	護岸工	
	94	立目海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	314	◎	水質改善	
	95	立目海岸(耕)	農振局	〃	1,070			
佐	96	摺木海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	460			
	97	東横浪海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	365			
	98	横浪東海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	295			
	99	横浪海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	841			
	100	大嶋海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	1,120			
	101	中の浦海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	1,005			
	102	坂内海岸(耕)	農振局	〃	5,140	◎	護岸工、水門	
	103	鳴無(1)海岸(共管)	農振局	〃	1,592	◎	護岸工、水門	
	104	鳴無(2)海岸(耕)	農振局	〃	250			
	105	鳴無(3)海岸(耕)	農振局	〃	480			
横	106	須ノ浦(1)海岸(共管)	農振局	〃	320	◎	護岸工、水門	
	107	須ノ浦(2)海岸(耕)	農振局	〃	2,300	◎	護岸工、水門	
	108	須ノ浦ノベ海岸(耕)	農振局	〃	527			
浪	109	福良(1)海岸(共管)	農振局	〃	178	◎	護岸工	
	110	福良(2)海岸(耕)	農振局	〃	1,480			
	111	福良(3)海岸(耕)	農振局	〃	474	◎	護岸工、水門	
	112	福良(4)海岸(耕)	農振局	〃	590			
	113	福良(5)海岸(耕)	農振局	〃	250			
	114	今川内海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	185			
	115	今川内(2)海岸(耕)	農振局	〃	2,050			
	116	今川内(3)海岸(耕)	農振局	〃	190			
	117	浦場海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	1,343			
	118	カタビラ海岸(耕)	農振局	〃	68			
土	119	目ノ浦海岸(耕)	農振局	〃	42			
	120	雁の浦海岸(耕)	農振局	〃	53			
	121	池の浦漁港海岸	水産庁	〃	1,860	◎	陸こう	
	122	池の浦海岸	水・国土局	〃	524			
	123	久通漁港海岸	水産庁	〃	760	◎	陸こう	
	124	ニゴリ海岸	水・国土局	須崎市	2,240			
	125	野見漁港海岸	水産庁	〃	9,853	◎	護岸、陸こう、監視システム他 水門、胸壁工	
	126	中の島漁港海岸	水産庁	〃	5,198	◎	陸こう	
	127	須崎港海岸	港湾局	〃	13,098	◎直轄	胸壁、護岸工、堤防(改良)、護岸工 防災ステーション、津波防護堤	
	128	新荘漁港海岸	水産庁	〃	365	◎	堤防(改良)等	
佐	129	安和海岸	水・国土局	〃	810			
	130	久保宇津海岸(耕)	農振局	〃	155			
	131	安和漁港海岸	水産庁	〃	1,440	◎	堤防(改良)等	
	132	水谷海岸	水・国土局	〃	1,430			
	133	檜生海岸	水・国土局	中土佐町	1,435			
	134	久礼港海岸	港湾局	〃	7,389	◎	堤防(改良)、離岸堤、遊歩道 植栽、人工海浜、突堤	
	横	135	塩浜海岸	水・国土局	〃	355		
		136	笹場海岸	水・国土局	〃	492		
		137	押岡海岸(耕)	農振局	〃	830	◎	水門、胸壁工
	浪	138	上ノ加江港海岸	港湾局	〃	4,522	◎	堤防工
139		上ノ加江漁港海岸	水産庁	〃	1,890	◎	胸壁、陸こう	
140		矢田部海岸(耕)	農振局	〃	100			
141		小矢井賀海岸(耕)	農振局	〃	335			
142		矢井賀海岸	水・国土局	〃	510			
143		矢井賀漁港海岸	水産庁	〃	1,289	◎	階段式護岸、緑地・広場 駐車施設	

注：所管の港湾局と水・国土局は国土交通省の港湾局と水管理・国土保全局を、水産庁と農振局は農林水産省の水産庁と農林振興局を示す。

旧

表 整備対象海岸区域一覧(2)

ゾーン名	NO.	地区海岸名	所管	市町村名	海岸線延長(m)	整備対象	整備内容	
土	86	灰方海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	土佐市	1,692	◎	堤防(改良)等	
	87	田条海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	須崎市	930	◎	堤防(改良)等	
	88	深浦漁港海岸	水産庁	〃	1,110	◎	堤防(改良)等	
	89	塩間海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	805	◎	堤防(改良)等	
	90	塩間海岸(耕)	農振局	〃	658	◎	堤防(改良)等	
	91	出見海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	1,639	◎	堤防(改良)等	
	92	出見(1)海岸(共管)	農振局	〃	270	◎	堤防(改良)等	
	93	出見(2)海岸(耕)	農振局	〃	5,670	◎	堤防(改良)等	
	94	立目海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	314	◎	水質改善、堤防(改良)等	
	95	立目海岸(耕)	農振局	〃	1,070	◎	堤防(改良)等	
佐	96	摺木海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	460	◎	堤防(改良)等	
	97	東横浪海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	365	◎	堤防(改良)等	
	98	横浪東海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	295	◎	堤防(改良)等	
	99	横浪海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	841	◎	堤防(改良)等	
	100	大嶋海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	1,120	◎	堤防(改良)等	
	101	中の浦海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	1,005	◎	堤防(改良)等	
	102	坂内海岸(耕)	農振局	〃	5,140	◎	堤防(改良)等	
	103	鳴無(1)海岸(共管)	農振局	〃	1,592	◎	堤防(改良)等	
	104	鳴無(2)海岸(耕)	農振局	〃	250	◎	堤防(改良)等	
	105	鳴無(3)海岸(耕)	農振局	〃	480	◎	堤防(改良)等	
横	106	須ノ浦(1)海岸(共管)	農振局	〃	320	◎	堤防(改良)等	
	107	須ノ浦(2)海岸(耕)	農振局	〃	2,300	◎	堤防(改良)等	
	108	須ノ浦ノベ海岸(耕)	農振局	〃	527	◎	堤防(改良)等	
浪	109	福良(1)海岸(共管)	農振局	〃	178	◎	堤防(改良)等	
	110	福良(2)海岸(耕)	農振局	〃	1,480	◎	堤防(改良)等	
	111	福良(3)海岸(耕)	農振局	〃	474	◎	堤防(改良)等	
	112	福良(4)海岸(耕)	農振局	〃	590	◎	堤防(改良)等	
	113	福良(5)海岸(耕)	農振局	〃	250	◎	堤防(改良)等	
	114	今川内海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	185	◎	堤防(改良)等	
	115	今川内(2)海岸(耕)	農振局	〃	2,050	◎	堤防(改良)等	
	116	今川内(3)海岸(耕)	農振局	〃	190	◎	堤防(改良)等	
	117	浦場海岸[浦ノ内湾]	水・国土局	〃	1,343	◎	堤防(改良)等	
	118	カタビラ海岸(耕)	農振局	〃	68			
土	119	目ノ浦海岸(耕)	農振局	〃	42			
	120	雁の浦海岸(耕)	農振局	〃	53			
	121	池の浦漁港海岸	水産庁	〃	1,860	◎	堤防(改良)等	
	122	池の浦海岸	水・国土局	〃	524	◎	堤防(改良)等	
	123	久通漁港海岸	水産庁	〃	760	◎	堤防(改良)等	
	124	ニゴリ海岸	水・国土局	須崎市	2,240			
	125	野見漁港海岸	水産庁	〃	9,853	◎	護岸、陸こう、監視システム他 水門、胸壁工、堤防(改良)等	
	126	中の島漁港海岸	水産庁	〃	5,198	◎	陸こう	
	127	須崎港海岸	港湾局	〃	13,098	◎直轄	胸壁、護岸工、堤防(改良)等 防災ステーション、津波防護堤	
	128	新荘漁港海岸	水産庁	〃	365	◎	堤防(改良)等	
佐	129	安和海岸	水・国土局	〃	810			
	130	久保宇津海岸(耕)	農振局	〃	155	◎	堤防(改良)等	
	131	安和漁港海岸	水産庁	〃	1,440	◎	水門、堤防(改良)等	
	132	水谷海岸	水・国土局	〃	1,430			
	133	檜生海岸	水・国土局	中土佐町	1,435			
	134	久礼港海岸	港湾局	〃	7,389	◎	堤防(改良)等、離岸堤、遊歩道 植栽、人工海浜、突堤	
	横	135	塩浜海岸	水・国土局	〃	355	◎	堤防(改良)等
		136	笹場海岸	水・国土局	〃	492	◎	堤防(改良)等
		137	押岡海岸(耕)	農振局	〃	830	◎	堤防(改良)等
	浪	138	上ノ加江港海岸	港湾局	〃	4,522	◎	堤防(改良)等
139		上ノ加江漁港海岸	水産庁	〃	1,890	◎	胸壁、陸こう、堤防(改良)等	
140		矢田部海岸(耕)	農振局	〃	100			
141		小矢井賀海岸(耕)	農振局	〃	335	◎	堤防(改良)等	
142		矢井賀海岸	水・国土局	〃	510	◎	堤防(改良)等	
143		矢井賀漁港海岸	水産庁	〃	1,289	◎	階段式護岸、緑地・広場 堤防(改良)等	

注：所管の港湾局と水・国土局は国土交通省の港湾局と水管理・国土保全局を、水産庁と農振局は農林水産省の水産庁と農林振興局を示す。

新

土佐湾沿岸海岸保全基本計画新旧対照

土佐湾沿岸海岸保全基本計画

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 1.海岸保全施設を整備しようとする区域

表 整備対象海岸区域一覧（3）

ゾーン名	NO.	地区海岸名	所管	市町村名	海岸線延長(m)	整備対象	整備内容
土	144	志和漁港海岸	水産庁	四万十町	1,835	◎	階段式護岸
	145	小鶴津海岸	水・国土局	〃	327		
	146	大鶴津海岸	水・国土局	〃	137		
	147	浦分漁港海岸	水産庁	〃	2,896		
	148	小室漁港海岸	水産庁	〃	1,461		
	149	小室浜海岸(耕)	農振局	〃	1,666	◎	緩傾斜堤、遊歩道、植栽
	150	島戸海岸	水・国土局	〃	100		
	151	鈴漁港海岸	水産庁	黒潮町	760		
	152	熊の浦海岸(耕)	農振局	〃	292	◎	堤防工、樋門
	153	久保浦海岸(耕)	農振局	〃	294	◎	護岸工
	154	佐賀海岸	水・国土局	〃	462		
	155	佐賀漁港海岸	水産庁	〃	2,915		
	156	佐賀港海岸	港湾局	〃	2,430	◎	緩傾斜堤、遊歩道、植栽
	157	白浜海岸	水・国土局	〃	455		
佐	158	灘(1)海岸(耕)	農振局	〃	550	◎	堤防工
	159	灘(2)海岸(耕)	農振局	〃	1,000	◎	堤防工
	160	灘漁港海岸	水産庁	〃	523		
	161	坂本海岸(耕)	農振局	〃	1,400		
	162	伊田海岸	水・国土局	〃	439		
	163	伊田海岸(耕)	農振局	〃	380		
	164	伊田漁港海岸	水産庁	〃	963	◎	消波工
	165	有井川海岸	水・国土局	〃	127	◎	堤防工
	166	上川口海岸	港湾局	〃	3,463	◎	護岸(消波)工、防波堤
	167	上川口海岸(耕)	農振局	〃	350		
西	168	浮津漁港海岸	水産庁	〃	430	◎	離岸堤
	169	浮観海岸	水・国土局	〃	1,040	◎	緩傾斜堤
	170	入野漁港海岸	水産庁	〃	1,360	◎	人工リーフ、緑地・広場
	171	田野浦漁港海岸	水産庁	〃	1,940	◎	堤防工、樋門
	172	田野浦海岸(耕)	農振局	〃	324	◎	堤防工
	173	双海漁港海岸	水産庁	四万十市	720		
	174	下田港海岸	港湾局	〃	19,400	◎	離岸堤、突堤、養浜、緩傾斜護岸
	175	平野漁港海岸	水産庁	〃	575		
	176	名鹿漁港海岸	水産庁	〃	450		
	177	立石漁港海岸	水産庁	土佐清水市	600		
南	178	布漁港海岸	水産庁	〃	622	◎	
	179	下ノ加江海岸	港湾局	〃	7,031	◎	遊歩道、植栽
	180	久百々海岸	水・国土局	〃	214	◎	離岸堤
	181	小浜漁港海岸	水産庁	〃	835		
	182	以布利港海岸	港湾局	〃	1,712	◎	
	183	室津漁港海岸	水産庁	〃	1,400		
	184	津呂漁港海岸	水産庁	〃	540		

注：所管の港湾局と水・国土局は国土交通省の港湾局と水管理・国土保全局を、水産庁と農振局は農林水産省の水産庁と農村振興局を示す。

旧

表 整備対象海岸区域一覧（3）

ゾーン名	NO.	地区海岸名	所管	市町村名	海岸線延長(m)	整備対象	整備内容
土	144	志和漁港海岸	水産庁	四万十町	1,835	◎	階段式護岸、堤防(改良)等
	145	小鶴津海岸	水・国土局	〃	327	◎	堤防(改良)等
	146	大鶴津海岸	水・国土局	〃	137	◎	堤防(改良)等
	147	浦分漁港海岸	水産庁	〃	2,896	◎	堤防(改良)等
	148	小室漁港海岸	水産庁	〃	1,461	◎	堤防(改良)等
	149	小室浜海岸(耕)	農振局	〃	1,666	◎	緩傾斜堤、遊歩道、植栽、堤防(改良)等
	150	島戸海岸	水・国土局	〃	100		
	151	鈴漁港海岸	水産庁	黒潮町	760		
	152	熊の浦海岸(耕)	農振局	〃	292	◎	堤防(改良)等
	153	久保浦海岸(耕)	農振局	〃	294	◎	堤防(改良)等
	154	佐賀海岸	水・国土局	〃	462	◎	堤防(改良)等
	155	佐賀漁港海岸	水産庁	〃	2,915	◎	胸壁、堤防(改良)等
	156	佐賀港海岸	港湾局	〃	2,430	◎	緩傾斜堤、遊歩道、植栽、堤防(改良)等
	157	白浜海岸	水・国土局	〃	455	◎	堤防(改良)等
佐	158	灘(1)海岸(耕)	農振局	〃	550	◎	堤防工、堤防(改良)等
	159	灘(2)海岸(耕)	農振局	〃	1,000	◎	堤防工、堤防(改良)等
	160	灘漁港海岸	水産庁	〃	523	◎	堤防(改良)等
	161	坂本海岸(耕)	農振局	〃	1,400	◎	堤防(改良)等
	162	伊田海岸	水・国土局	〃	439	◎	堤防(改良)等
	163	伊田海岸(耕)	農振局	〃	380	◎	堤防(改良)等
	164	伊田漁港海岸	水産庁	〃	963	◎	消波工、堤防(改良)等
	165	有井川海岸	水・国土局	〃	127	◎	堤防(改良)等
	166	上川口海岸	港湾局	〃	3,463	◎	護岸(消波)工、防波堤、堤防(改良)等
	167	上川口海岸(耕)	農振局	〃	350	◎	堤防(改良)等
西	168	浮津漁港海岸	水産庁	〃	430	◎	離岸堤
	169	浮観海岸	水・国土局	〃	1,040	◎	緩傾斜堤、堤防(改良)等
	170	入野漁港海岸	水産庁	〃	1,360	◎	人工リーフ、緑地・広場、堤防(改良)等
	171	田野浦漁港海岸	水産庁	〃	1,940	◎	堤防(改良)等
	172	田野浦海岸(耕)	農振局	〃	324	◎	堤防(改良)等
	173	双海漁港海岸	水産庁	四万十市	720	◎	堤防(改良)等
	174	下田港海岸	港湾局	〃	19,400	◎	離岸堤、突堤、養浜、緩傾斜護岸、堤防(改良)等
	175	平野漁港海岸	水産庁	〃	575	◎	堤防(改良)等
	176	名鹿漁港海岸	水産庁	〃	450	◎	離岸堤、堤防(改良)等
	177	立石漁港海岸	水産庁	土佐清水市	600	◎	堤防工
南	178	布漁港海岸	水産庁	〃	622	◎	堤防(改良)等
	179	下ノ加江海岸	港湾局	〃	7,031	◎	遊歩道、植栽、堤防(改良)等
	180	久百々海岸	水・国土局	〃	214	◎	離岸堤、堤防(改良)等
	181	小浜漁港海岸	水産庁	〃	835	◎	堤防(改良)等
	182	以布利港海岸	港湾局	〃	1,712	◎	堤防(改良)等
	183	室津漁港海岸	水産庁	〃	1,400		
	184	津呂漁港海岸	水産庁	〃	540	◎	堤防(改良)等

注：所管の港湾局と水・国土局は国土交通省の港湾局と水管理・国土保全局を、水産庁と農振局は農林水産省の水産庁と農振局を示す。

新

1-1. 高知県 海岸保全施設地震・津波対策の整備方針

人口や経済、社会インフラが集積する高知市とその周辺（香南市手結から土佐市 宇佐間）で整備を促進。

その他の地域では、浸水区域内人口のほか、防災拠点や医療拠点、緊急輸送道路などの重要度についてエリアごとに検討し、順次整備を進めていく。